

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	平成30年8月17日
【会社名】	株式会社テノ・ホールディングス
【英訳名】	teno.Holdings Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 池内 比呂子
【本店の所在の場所】	福岡市博多区上呉服町10番10号
【電話番号】	092-263-3550
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長兼経営企画部長 吉野 晴彦
【最寄りの連絡場所】	福岡市博多区上呉服町10番10号
【電話番号】	092-263-3550
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長兼経営企画部長 吉野 晴彦
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 1,320,900,000円 売出金額 （引受人の買取引受による売出し） ブックビルディング方式による売出し 222,000,000円 （オーバーアロットメントによる売出し） ブックビルディング方式による売出し 266,400,000円 （注） 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	350,000（注）2 .	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

（注）1 . 平成30年8月17日開催の取締役会決議によっております。

2 . 発行数については、平成30年8月31日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3 . 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

4 . 上記とは別に、平成30年8月17日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式60,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 . 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2【募集の方法】

平成30年9月10日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成30年8月31日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条及び証券会員制法人福岡証券取引所（以下「福証」という。）の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」第3条の2に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	-	-	-
入札方式のうち入札によらない募集	-	-	-
ブックビルディング方式	350,000	1,320,900,000	714,840,000
計（総発行株式）	350,000	1,320,900,000	714,840,000

（注）1．全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

- 2．上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、東証の「有価証券上場規程施行規則」及び福証の「上場前の公募又は売出し等に関する規則」（以下「取引所の有価証券上場規程施行規則等」と総称する。）により規定されております。
- 3．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
- 4．資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成30年8月17日開催の取締役会決議に基づき、平成30年9月10日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
- 5．有価証券届出書提出時における想定発行価格（4,440円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は1,554,000,000円となります。
- 6．本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）」における「引受人の買取引受けによる売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
- 7．本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3．ロックアップについて」をご参照下さい。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額(円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金(円)	払込期日
未定 (注)1.	未定 (注)1.	未定 (注)2.	未定 (注)3.	100	自 平成30年9月11日(火) 至 平成30年9月14日(金)	未定 (注)4.	平成30年9月19日(水)

(注)1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成30年8月31日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成30年9月10日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成30年8月31日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成30年9月10日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成30年8月17日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成30年9月10日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成30年9月20日(木)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込み在先立ち、平成30年9月3日から平成30年9月7日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、東証の「有価証券上場規程」及び福証の「株券上場審査基準」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 福岡支店	福岡県福岡市中央区天神一丁目12番7号

（注） 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはいりません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成30年9月19日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
FFG証券株式会社	福岡県福岡市中央区天神二丁目13番1号		
西日本シティTT証券株式会社	福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目3番6号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号		
計	-	350,000	-

- （注） 1. 平成30年8月31日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。
 2. 上記引受人と発行価格決定日（平成30年9月10日）に元引受契約を締結する予定であります。
 3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,429,680,000	9,000,000	1,420,680,000

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（4,440円）を基礎として算出した見込額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。

3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2)【手取金の使途】

上記の手取概算額1,420,680千円については、「1 新規発行株式」の(注)4.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限245,088千円と合わせて、公的保育事業における設備資金として全額を平成30年12月期中及び平成31年12月期中に充当する予定であります。

当社は、平成31年12月期に開設予定の認可保育所（7施設）に総額2,314,640千円（不動産の建設工事代金に1,881,660千円、不動産の賃貸借に伴う敷金・保証金に260,000千円、その他什器設備等に172,980千円）の支払いを想定しており、その支払いのために本件で調達する資金全額を充当する予定であります。

なお、支払いは不動産の賃貸借に伴う敷金・保証金に対する支払い、不動産の建設工事代金の支払い、その他什器設備等への支払いの順を計画しており、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

(注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成30年9月10日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
-	入札方式のうち入札による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング方式	50,000	222,000,000	福岡県福岡市東区 池内 比呂子 50,000株
計(総売出株式)	-	50,000	222,000,000	-

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則等により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（4,440円）で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3.ロックアップについて」をご参照下さい。

2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1)【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠 金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注)1. (注)2.	未定 (注)2.	自 平成30年 9月11日(火) 至 平成30年 9月14日(金)	100	未定 (注)2.	引受人の本店及 び全国各支店	東京都中央区日本橋一丁目 9番1号 野村證券株式会社	未定 (注)3.

- (注)1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注)1.と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(平成30年9月10日)に決定する予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注)7.に記載した販売方針と同様であります。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
-	入札方式のうち入札 による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札 によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング 方式	60,000	266,400,000	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社 60,000株
計(総売出株式)	-	60,000	266,400,000	-

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村證券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成30年8月17日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式60,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、野村證券株式会社は、東京証券取引所又は福岡証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。
- なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則等により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（4,440円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3.に記載した振替機関と同一であります。

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1)【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注)1.	自 平成30年 9月11日(火) 至 平成30年 9月14日(金)	100	未定 (注)1.	野村證券株式 会社の本店及 び全国各支店	-	-

- (注)1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日（平成30年9月10日）に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
4. 野村證券株式会社の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」の（注）7.に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1．東京証券取引所マザーズ及び福岡証券取引所Q - B o a r dへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、野村證券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズ及び福岡証券取引所Q - B o a r dへの上場を予定しております。

2．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である池内比呂子（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成30年8月17日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式60,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 60,000株
(2)	募集株式の払込金額	未定（注）1.
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。（注）2.
(4)	払込期日	平成30年10月16日（火）

（注）1．募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、平成30年8月31日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額（会社法上の払込金額）と同一とする予定であります。

2．割当価格は、平成30年9月10日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、平成30年9月20日から平成30年10月9日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所又は福岡証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3．ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人及び貸株人である池内比呂子並びに当社株主である株式会社夢源、土屋悦子、福土泉、吉野晴彦、古谷勇樹、古賀光雄及び田中隆一は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成30年12月18日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）は行わない旨合意しております。


また、当社株主であるジャフコSV4共有投資事業有限責任組合及び三菱UFJキャピタル5号投資事業有限責任組合は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成30年12月18日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、その売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う売却等は除く。）は行わない旨合意しております。

加えて、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成31年3月18日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成30年8月17日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等は除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

第3【その他の記載事項】

新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとする事項

- (1) 表紙に当社のロゴマーク  を記載いたします。
- (2) 表紙の次に「1 事業の概況」～「4 業績等の推移」をカラー印刷したものを記載いたします。

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

1 事業の概況

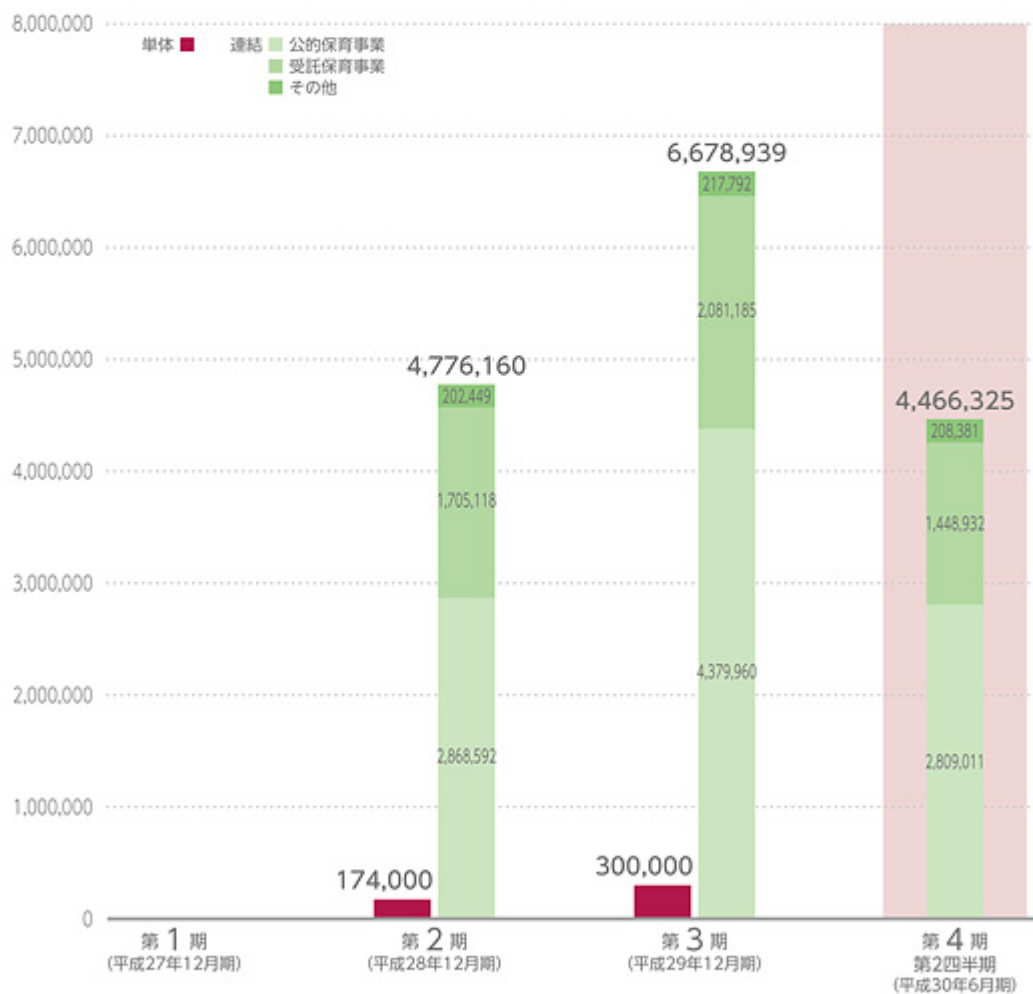
当社グループは、純粋持株会社である当社、連結子会社の株式会社テノ、コーポレーション及び連結子会社の株式会社テノ・サポートにより構成されており、株式会社テノ、コーポレーションが公的保育事業における公的保育所の運営、株式会社テノ・サポートが受託保育事業における受託保育所の運営のほか、その他の幼稚園や保育所に対する保育士派遣、ベビーシッターサービスの提供、ハウスサービスの提供、tenoSCHOOL（テノスクール）の運営等を行っております。

■社名の由来について

「もっと愛情を・・・もっと安心を・・・[手の]ぬくもりまでも伝えたい」
わたしたちは、その熱い想いを社名「テノ。」に込めました。

■売上高及び営業収益

(単位:千円)



- (注) 1. 売上高及び営業収益には、消費税等は含まれておりません。
2. 当社は第2期より連結財務諸表を作成しております。
3. 当社は平成27年12月15日に設立されたため、第1期は平成27年12月15日から平成27年12月31日までの17日間であります。
4. 当社は平成27年12月15日に持株会社体制への移行を目的として設立された会社であり、第1期は事業を行っていないため、営業収益を計上しておりません。

2 事業の内容

(1) 公的保育事業

公的保育事業では、主に国の社会課題となっている待機児童解消に貢献することを目的に事業展開を行っております。

児童福祉法第39条第1項において保育所は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設（利用定員が二十人以上であるものに限り、幼保連携型認定こども園を除く。）と定義されております。また保育所は、児童福祉法第35条第4項に基づき、厚生労働省が定めた認可設置基準の要件を満たし、都道府県知事（政令指定都市については市長）が認可した認可保育所と認可保育所以外の保育所である認可外保育所に大別されております。

認可外保育所のうち認証保育所は、東京都が独自に定めた設置基準の要件を満たした施設で、東京都知事が認証しております。同様の保育施設として神奈川県川崎市の川崎認定保育園があります。

当社グループでは、平成30年7月31日現在で、首都圏を中心に認可保育所47施設、認証・認定保育所等6施設（地域別では、首都圏35施設、九州エリア13施設、関西エリア5施設。）を直営で運営しております。一部の保育所を除き、「ほっぺるランド」というブランド名で認可保育所や認証・認定保育所等を展開しております。



【認可保育所で働く保育士】



(2) 受託保育事業

女性の就業率が高まる中で、病院や企業等も人材確保のために保育サービスが必要となっております。そこで受託保育事業では、病院や企業等で勤める従業員の「仕事」と「子育て」の両立支援を目的に事業展開を行っております。

受託保育所は、病院や企業等が事業所の中で保育所を開設する際にその運営を受託するものであります。その事業所の中には、国や自治体から助成金を得て、保育所を運営しているものもあります。

学童保育所は、児童福祉法第6条の三第2項において、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校児童に対して、授業の終了後に児童厚生施設等の施設（保育所）を利用して適切な遊び及び生活の場を与えることにより、その健全な育成を図る事業と定められております。各自治体より学童保育指定管理を受託し、運営を行っております。

その他には、福岡市放課後等の遊び場づくり事業実施要綱に基づき、放課後等の学校施設を利用して、安心して自由に遊びができる場や機会をつくる「福岡市放課後等の遊び場づくり事業（通称：わいわい広場）」の受託等があります。

当社グループでは、平成30年7月31日現在で、九州を中心に受託保育所141施設、学童保育所32施設、わいわい広場24施設（地域別では、九州エリア187施設、関西エリア6施設、首都圏4施設。）を受託して運営しております。



【受託保育所での預け入れ風景】



【受託保育所でのお迎え風景】

(3) その他

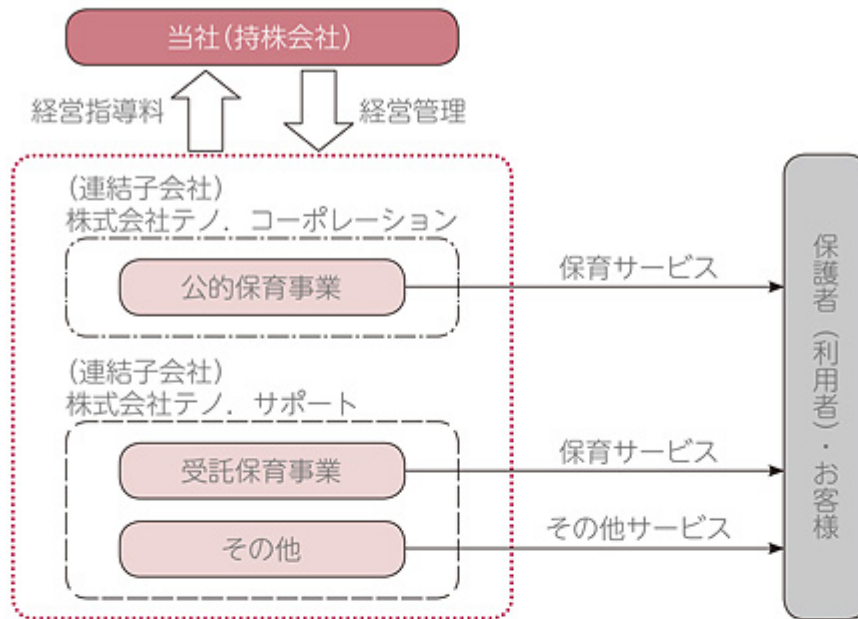
公的保育所や受託保育所の運営のほか、女性の育児・家事・介護を支援する家庭総合サービスとして幼稚園や保育園等に対する保育人材の派遣、ベビーシッターサービスの提供、ハウスサービスの提供、tenoSCHOOL（テノスクール）の運営等を行っております。

ベビーシッターサービスでは、生後2ヶ月から12歳までの児童を対象に、保育サービスを提供しております。当社グループで働くベビーシッターは、保育士・幼稚園教諭等の有資格者及び当社グループが運営する「ベビーシッター養成講座」修了者に限定しており、品質の高いサービス提供の維持・向上に注力しております。

また、室内清掃やペットの世話など家事全般のサービスを提供するハウスサービスも提供しております。さらに、「保育士総合講座」や「ベビーシッター養成講座」等を開催するtenoSCHOOL（テノスクール）を運営しております。事業としてtenoSCHOOL（テノスクール）の運営を行っておりますが、そこで蓄積されたノウハウを当社グループ内における人材育成にも活用しております。

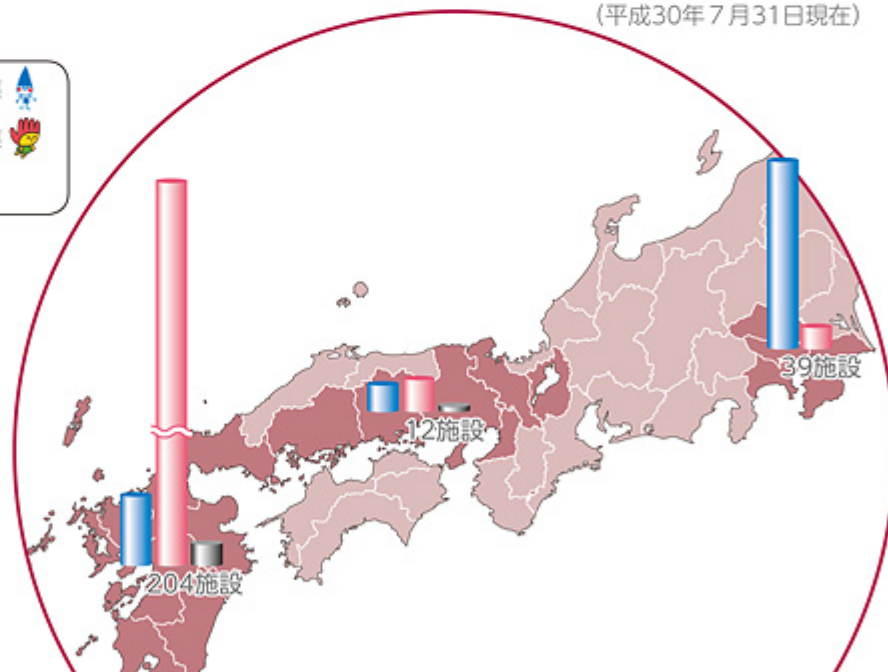
その他、認可外保育施設の「キッズルーム六本松」や企業主導型保育事業施設「〔保育園テトテ〕（薬院、平尾、千早）」等を、平成30年7月31日現在、九州エリアで4施設、関西エリアで1施設、直営で運営しております。

■事業系統図



■施設一覧

(平成30年7月31日現在)



エリア	公的 保育事業	受託 保育事業	その他	合計
首都圏	35	4	—	39
九州	13	187	4	204
関西	5	6	1	12
合計	53	197	5	255

*当社グループでは、以下のようにエリア分けしております。

首都圏：東京 千葉 神奈川 埼玉

九州：福岡 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄 山口

関西：大阪 京都 滋賀 兵庫 岡山 広島

3 経営理念・対処すべき課題

■経営理念

当社グループは、以下を経営理念として、事業展開を行っております。

私たちは、女性のライフステージを応援します。
私たちは、相手の立場に立って考えます。
私たちは、コンプライアンスを推進します。
私たちは、事業を通して社会貢献致します。

当社グループは、“女性”が育児をしても、家事をしても、介護をしてもなお、働き続けるためには、「いったい何が必要なのか」を基本に事業展開してまいりました。「より私らしく」と願う女性たちに対してサービスを提供することを事業コンセプトとしております。

■対処すべき課題

当社グループの経営陣は、現在の事業環境及び入手可能な情報に基づき、最善の経営戦略を立案し、企業価値を最大限に高めることに努めております。当社グループが今後より一層の業容拡大を推進し、より良いサービスを実現するためには、様々な課題に対処していくことが必要であり、以下の項目に対処すべき課題として認識しております。

① 人材の確保

当社グループ運営施設の増加に伴い、保育士、調理師、看護師等の資格を有する優秀な人材の確保が急務となっています。特に保育士の有効求人倍率は全国的に上昇の一途を辿っており、大都市圏を中心として年々採用が難しくなる傾向が続いております。このような中、当社グループではこれまでの経験者を中心とした採用から新卒者採用にも注力し、門戸を広げております。また給与条件の改善をはじめ、業務効率化による働きやすい環境づくりの推進、研修制度の充実（海外での研修実施等）、人事評価制度の見直し等を通じた総合的な待遇改善への取組みを進め、優秀な人材の確保に向けた施策を進めております。

② 人材の育成

保育士資格取得やベビーシッター向けの講座、子ども・子育て支援研修制度による自治体主催研修への講師派遣等を通じ、外部人材の育成・教育を実施しております。また、当社グループ運営施設においては、保育スキルアップ研修や安全・アレルギー研修等を通じ、常に質の高いサービスを提供するために、人材への継続的な教育投資を実施しております。

③ 保育の質の維持・向上

当社グループでは、公的保育事業を株式会社テクノ・コーポレーションが、受託保育事業を株式会社テクノ・サポートが担っております。事業特性に応じた組織運営によりノウハウの集約を図り、効率的・組織的な管理体制を構築しています。また、研修機会の充実や総合的な処遇改善等による働き方改革の推進により、保育の質の維持・向上に努めてまいります。

重ねて保育の現場では、保育士等の職員がより保育に集中できる環境作りやより児童と向き合う機会を作る仕組みの構築に努めております。具体的には、タブレット機器の導入や見守りカメラの設置といった保育施設のICT化（コンピューター技術を活用した保育業務の支援機器等の導入）を推進しております。

④ コンプライアンスへの取組み

児童福祉法をはじめ、保育事業を展開するにあたって根拠となる法律・条令等の遵守は、厳格に実施しております。また、当社グループが有している施設利用者等の個人情報についても、法律に則った取扱いを徹底しております。これらコンプライアンスへの取組みとして、社内規程の拡充整備を進め、社員研修等により日常的にコンプライアンスへの意識を高め、適正に業務を遂行してまいります。

⑤ 安定的な資金調達の確保と財務基盤の強化

今後も継続的に公的保育施設の開設を進めるためには、必要な設備投資資金を安定的に確保することが重要となります。当社グループでは、複数の金融機関との継続的取引を通じた安定調達、財務安全性を高める諸施策の実施による財務基盤の強化を進め、安定的かつ機動的な資金調達に努めております。

4 業績等の推移

主要な経営指標等の推移

(単位:千円)

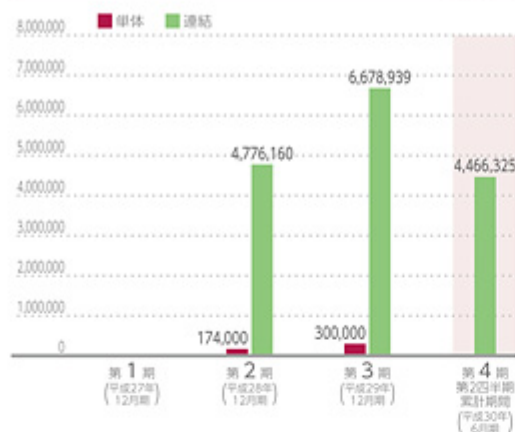
回次 決算年月	第1期 平成27年12月	第2期 平成28年12月	第3期 平成29年12月	第4期 第2四半期 平成30年6月
(1)連結経営指標等				
売上高		4,776,160	6,678,939	4,466,325
経常利益		89,979	152,750	80,011
親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益		49,388	96,636	54,789
均等利益又は四半期均等利益		49,388	96,636	54,789
純資産額		556,497	653,133	707,923
総資産額		3,742,352	5,219,368	5,551,181
1株当たり純資産額	(円)	501.35	588.41	-
1株当たり当期(四半期)純利益金額	(円)	44.49	87.06	49.36
潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額	(円)	-	-	-
自己資本比率	(%)	14.9	12.5	12.8
自己資本利益率	(%)	9.3	16.0	-
株価収益率	(倍)	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー		272,096	224,995	127,606
投資活動によるキャッシュ・フロー		△1,558,372	△499,754	△65,571
財務活動によるキャッシュ・フロー		1,038,114	1,048,665	5,165
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高		393,259	1,167,165	1,234,365
従業員数	(人)	793	-	1,111
(外、平均臨時雇用者数)		(1,042)	(1,189)	(-)
(2)提出会社の経営指標等				
営業利益		174,000	300,000	-
経常利益又は経常損失(△)		△1,594	10,513	60,059
当期純利益又は当期純損失(△)		△1,731	6,885	42,969
資本金		110,000	90,000	90,000
発行済株式総数				
普通株式	(株)	4,550	4,550	4,550
A種優先株式		1,000	1,000	1,000
純資産額		520,120	527,006	569,975
総資産額		521,851	1,736,076	4,161,175
1株当たり純資産額	(円)	93,715.38	474.78	513.49
1株当たり配当額				
普通株式		-	-	-
(うち1株当たり中間配当額)	(円)	(-)	(-)	(-)
A種優先株式		-	-	-
(うち1株当たり中間配当額)	(円)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)	(円)	△361.86	6.20	38.71
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	-	-	-
自己資本比率	(%)	99.7	30.4	13.7
自己資本利益率	(%)	-	1.3	7.8
株価収益率	(倍)	-	-	-
配当性向	(%)	-	-	-
従業員数	(人)	-	14	21
(外、平均臨時雇用者数)		(-)	(1)	(-)

(注) 1. 売上高及び営業利益には、消費税等は含まれておりません。
2. 当社は第2期より連結財務諸表を作成しております。
3. 当社は平成27年12月15日に設立されたため、第1期は平成27年12月15日から平成27年12月31日までの17日間であります。
4. 当社は平成27年12月15日に持株会社体制への移行を目的として設立された会社であり、第1期は事業を行っていないため、営業収益を計上しておりません。
5. 平成30年6月5日付でA種優先株式1,000株を自己株式として取得すること引続き先に普通株式を1,000株交付しております。なお、平成30年5月24日開催の取締役会で会社法第178条の規定に基づきA種優先株式を消却することを決議し、平成30年6月5日付で消却しております。
6. 平成30年5月24日開催の取締役会決議により、平成30年6月29日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っており、発行済株式総数は1,110,000株となっております。
7. 潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額については、第1期は1株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため、第2期、第3期及び第4期第2四半期は潜在株式は存在するものの、当社株式は対上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
8. 第1期の自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
9. 1株当たり配当額及び配当性向については、無配であるため記載しておりません。
10. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
11. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイム、人材会社からの派遣社員等を含む)は年間の平均人員を()外数で記載しております。
12. 第2期及び第3期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号)」に基づき、第2期及び第3期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。なお、第1期については、「会社計算規則(平成18年法務省令第13号)」に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。
また、第4期第2四半期の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成19年内閣府令第64号)」に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの四半期レビューを受けております。
13. 平成30年6月15日開催の臨時株主総会決議において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
14. 平成30年5月24日開催の取締役会決議により、平成30年6月29日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益金額を算定しております。
15. 第4期第2四半期における売上高、経常利益、親会社株主に帰属する四半期純利益、四半期均等利益、1株当たり四半期純利益金額、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローについては、第4期第2四半期連結会計期間の数値を、純資産額、総資産額、自己資本比率及び現金及び現金同等物の四半期末残高については、第4期第2四半期連結会計期間末の数値を記載しております。
16. 当社は、平成30年6月29日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。
そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引渡担当者通知[「新規上場申請のための有価証券報告書(1の部)」の作成上の留意点について](平成24年8月21日付発注上第133号)及び証券会社法人協同証券取引所の定める会員証券会社宛通知[「上場申請のための有価証券報告書(1の部)」の作成上の留意点について](平成20年5月12日付発注自第20号)に基づき、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
なお、第1期の数値(1株当たり配当額についてはすべて数値)については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回次 決算年月	第1期 平成27年12月	第2期 平成28年12月	第3期 平成29年12月	
提出会社の経営指標等				
1株当たり純資産額	(円)	468.58	474.78	513.49
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)	(円)	△1.81	6.20	38.71
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	-	-	-
1株当たり配当額				
普通株式		-	-	-
(うち1株当たり中間配当額)	(円)	(-)	(-)	(-)
A種優先株式		-	-	-
(うち1株当たり中間配当額)	(円)	(-)	(-)	(-)

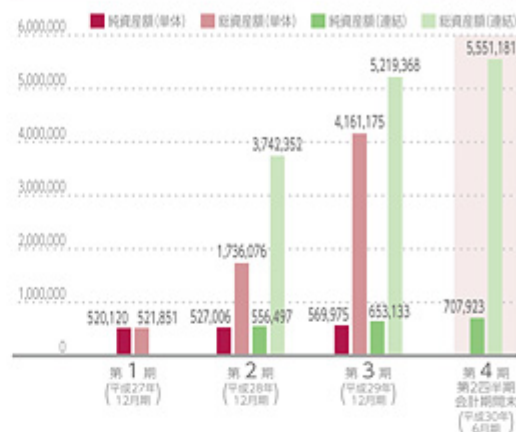
売上高及び営業収益

(単位:千円)



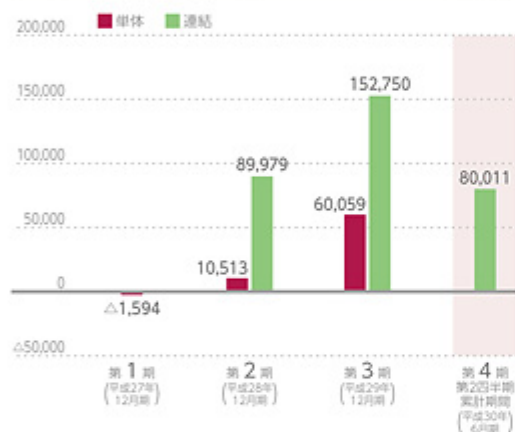
純資産額／総資産額

(単位:千円)



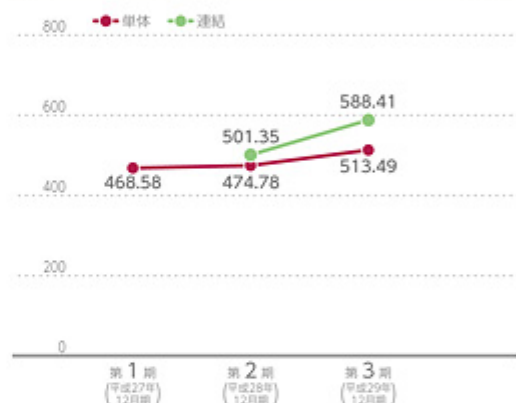
経常利益又は経常損失(△)

(単位:千円)



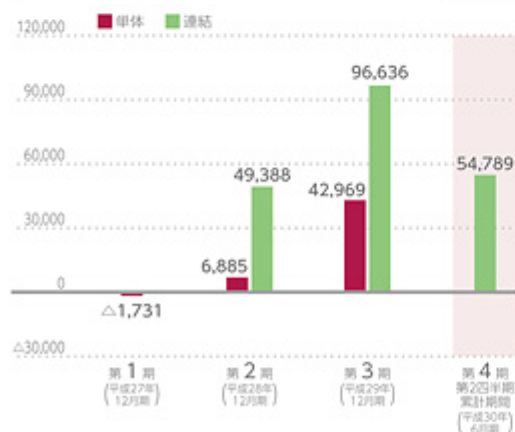
1株当たり純資産額

(単位:円)



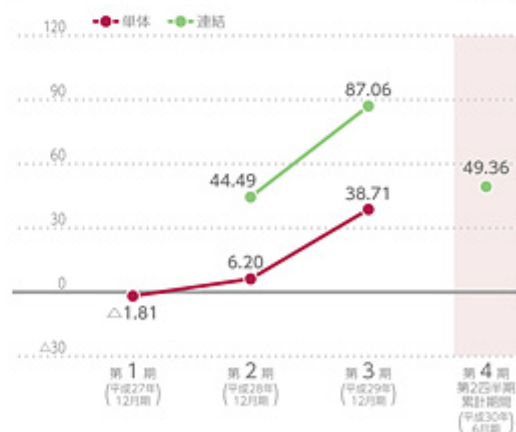
親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益／当期純利益又は当期純損失(△)

(単位:千円)



1株当たり当期(四半期)純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)

(単位:円)



(注)1. 当社は平成27年12月15日に設立されたため、第1期は平成27年12月15日から平成27年12月31日までの17日間であります。

2. 当社は平成27年12月15日に持株会社体制への移行を目的として設立された会社であり、第1期は事業を行っていないため、営業収益を計上しておりません。

3. 平成30年6月29日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますので、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第2期	第3期
決算年月		平成28年12月	平成29年12月
売上高	(千円)	4,776,160	6,678,939
経常利益	(千円)	89,979	152,750
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	49,388	96,636
包括利益	(千円)	49,388	96,636
純資産額	(千円)	556,497	653,133
総資産額	(千円)	3,742,352	5,219,368
1株当たり純資産額	(円)	501.35	588.41
1株当たり当期純利益金額	(円)	44.49	87.06
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	-	-
自己資本比率	(%)	14.9	12.5
自己資本利益率	(%)	9.3	16.0
株価収益率	(倍)	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	272,096	224,995
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	1,558,372	499,754
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	1,038,114	1,048,665
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	393,259	1,167,165
従業員数	(人)	793	1,111
(外、平均臨時雇用者数)		(1,042)	(1,189)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は第2期より連結財務諸表を作成しております。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

5. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員等を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

6. 第2期及び第3期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

7. 平成30年6月5日付でA種優先株式1,000株を自己株式として取得することと引き換えに普通株式を1,000株交付しております。なお、平成30年5月24日開催の取締役会で会社法第178条の規定に基づきA種優先株式を消却することを決議し、平成30年6月5日付で消却しております。

8. 平成30年6月15日開催の臨時株主総会決議において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

9. 平成30年5月24日開催の取締役会決議により、平成30年6月29日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第1期	第2期	第3期
決算年月	平成27年12月	平成28年12月	平成29年12月
営業収益 (千円)	-	174,000	300,000
経常利益又は経常損失() (千円)	1,594	10,513	60,059
当期純利益又は当期純損失() (千円)	1,731	6,885	42,969
資本金 (千円)	110,000	90,000	90,000
発行済株式総数			
普通株式 (株)	4,550	4,550	4,550
A種優先株式 (株)	1,000	1,000	1,000
純資産額 (千円)	520,120	527,006	569,975
総資産額 (千円)	521,851	1,736,076	4,161,175
1株当たり純資産額 (円)	93,715.38	474.78	513.49
1株当たり配当額			
普通株式 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)
A種優先株式 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期 純損失金額() (円)	361.86	6.20	38.71
潜在株式調整後1株当たり当期純利 益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	99.7	30.4	13.7
自己資本利益率 (%)	-	1.3	7.8
株価収益率 (倍)	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	- (-)	14 (1)	21 (-)

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は平成27年12月15日に設立されたため、第1期は平成27年12月15日から平成27年12月31日までの17日間であります。
3. 当社は平成27年12月15日に持株会社体制への移行を目的として設立された会社であり、第1期は事業を行っていないため、営業収益を計上しておりません。
4. 平成30年6月5日付でA種優先株式1,000株を自己株式として取得することと引き換えに普通株式を1,000株交付しております。なお、平成30年5月24日開催の取締役会で会社法第178条の規定に基づきA種優先株式を消却することを決議し、平成30年6月5日付で消却しております。
5. 平成30年5月24日開催の取締役会決議により、平成30年6月29日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っており、発行済株式総数は1,110,000株となっております。
6. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第1期は1株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため、第2期及び第3期は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
7. 第1期の自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
8. 1株当たり配当額及び配当性向については、無配であるため記載しておりません。
9. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
10. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員等を含む。)は年間の平均人員を()外数で記載しております。

11. 第2期及び第3期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。なお、第1期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。
12. 平成30年6月15日開催の臨時株主総会決議において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
13. 平成30年5月24日開催の取締役会決議により、平成30年6月29日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
14. 当社は、平成30年6月29日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（の部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）及び証券会員制法人福岡証券取引所の定める会員証券会社宛通知「『上場申請のための有価証券報告書（の部）』の作成上の留意点について」（平成20年5月12日付福証自規第20号）に基づき、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
- なお、第1期の数値（1株当たり配当額についてはすべて数値）については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回次	第1期	第2期	第3期
決算年月	平成27年12月	平成28年12月	平成29年12月
1株当たり純資産額 (円)	468.58	474.78	513.49
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額() (円)	1.81	6.20	38.71
潜在株式調整額1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-
1株当たり配当額			
普通株式	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)
A種優先株式	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)

（参考資料）

当社は、平成27年12月15日に株式移転により、株式会社テノ・コーポレーションの完全親会社として設立されました。参考として、当社の株式移転完全子会社である株式会社テノ・コーポレーションの主要な経営指標等の推移は、次のとおりであります。

回次	第14期	第15期	第16期	第17期
決算年月	平成25年 2月	平成26年 2月	平成27年 2月	平成27年12月
売上高 (千円)	1,920,029	2,287,305	2,862,068	3,011,677
経常利益 (千円)	87,925	64,030	34,384	83,179
当期純利益 (千円)	45,814	38,663	19,076	38,718
資本金 (千円)	50,000	53,750	53,750	53,750
発行済株式総数 普通株式 (株)	220	4,550	4,550	4,550
純資産額 (千円)	204,881	251,045	270,121	308,840
総資産額 (千円)	594,177	1,048,312	1,573,764	2,229,563
1株当たり純資産額 (円)	931,281.20	55,174.88	59,367.43	67,877.05
1株当たり配当額 普通株式 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	208,247.83	8,763.33	4,192.55	8,509.62
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	34.5	23.9	17.2	13.9
自己資本利益率 (%)	22.36	15.40	7.06	13.4
株価収益率 (倍)	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	86 (1,001)	125 (1,175)	263 (1,163)	381 (1,209)

（注）1．売上高には、消費税等は含まれておりません。

2．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第14期は潜在株式が存在しないため、また、第15期、第16期及び第17期は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

3．株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

4．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員等を含む。）は年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

5．第14期、第15期、第16期及び第17期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

6．平成25年4月20日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

7．平成27年11月13日開催の臨時株主総会決議において、ステークホルダーに対し、より有用な決算数値・財務情報の提供を図ることを目的として、決算期を2月末日から12月31日に変更いたしました。したがって、第17期は平成27年3月1日から平成27年12月31日までの10ヶ月間となっております。

2【沿革】

当社は、平成27年12月に株式移転により株式会社テノ・コーポレーションの完全親会社として設立された純粹持株会社であります。そのため、当社の沿革については、株式会社テノ・コーポレーションの沿革に引続き記載しております。

当社グループは、現代表取締役社長池内比呂子が、平成11年7月に福岡県福岡市東区において、有限会社ドワイトを設立し、女性のライフステージ支援を目的として、ベビーシッターサービスやハウスサービスの提供を行ったことに始まります。その後、保育サービスに対する様々な需要が高まってきたことを契機に、保育所を直営で開設、企業内保育所の運営を受託する等、新規ビジネスを次々に立ち上げることで事業を拡大してまいりました。

（株式会社テノ・コーポレーション）

平成11年7月	ベビーシッターサービスやハウスサービスの提供を目的に、福岡県福岡市東区に有限会社ドワイトを設立
平成13年4月	自社運営で当社初の認可外保育施設「キッズルーム六本松」を開設
平成14年8月	株式会社グレース福岡に組織変更し、本社を福岡県福岡市博多区大博町に移転
平成15年1月	幼稚園・保育所への保育士等の派遣を行うため、一般労働者派遣業を開始
平成15年3月	第一交通産業株式会社より企業内（事業所内）保育所「第一交通保育室」の運営を受託
平成15年8月	本社を福岡県福岡市博多区中呉服町に移転
平成17年9月	商号を株式会社テノ・コーポレーションに変更
平成17年10月	保育士養成講座を運営するため、「tenoSCHOOL（テノスクール）」を開校
平成18年3月	西日本鉄道株式会社より企業内（事業所内）保育所「ピコラン平尾」の運営を受託
平成18年4月	沖縄県での営業拡大を図るため、沖縄県那覇市に沖縄支店を開設
平成18年10月	株式会社麻生が運営する飯塚病院より当社として初となる民間病院向け院内保育所「飯塚病院びーとる」の運営を受託
平成18年12月	プライバシーマーク取得
平成19年4月	福岡県筑紫郡那珂川町の学童保育所「南畑学童保育所」他6施設の指定管理者（注）に指定され、当該保育所の運営を開始 （注）自治体が当該自治体の保育所の運営、管理を行わせる事業者のこと
平成21年8月	大分大学及び宮崎大学より大学病院の院内保育所の運営を受託
平成22年4月	首都圏での営業拡大のため、東京都港区北青山に東京本部を開設 当社として初の認可保育所「あいあい保育園」（福岡県糟屋郡志免町）を開設（九州初の株式会社経営の認可保育所） 当社として初の東京都認証保育所「ほっぺるランド滝野川」、神奈川県川崎市認定保育園「ほっぺるランド新丸子」を開設
平成23年4月	福岡市委託事業である「放課後等の遊び場づくり事業」（通称：わいわい広場）の運営を受託
平成23年7月	本社を現所在地である福岡県福岡市博多区上呉服町に移転
平成24年10月	東京本部を東京都港区赤坂に移転
平成25年4月	東京都中央区に東京地区で当社として初の認可保育所「ほっぺるランド日本橋堀留町」を開設
平成26年4月	神奈川県横浜市認可保育所「ほっぺるランド横浜岡野」を開設
平成27年4月	大阪府大阪市認可保育所「ほっぺるランド鶴見緑地」を開設 福岡県福岡市小規模認可保育所「『ほっぺるランド』博多駅前、赤坂、竹下、名島」を開設
平成27年11月	東京都江戸川区小規模認可保育所「ほっぺるランド西葛西」を開設

（株式会社テノ・ホールディングス）

平成27年12月	株式移転により福岡県福岡市博多区に「株式会社テノ・ホールディングス（当社）」設立 持株会社体制へ移行し、株式会社テノ・コーポレーションを完全子会社化（連結子会社）
平成28年2月	株式会社テノ・コーポレーションの事業再編を行うにあたり、受け皿会社として「株式会社テノ・サポート（連結子会社）」を設立
平成28年4月	株式会社テノ・コーポレーションが埼玉県草加市認可保育所「ほっぺるランド草加谷塚」を開設、福岡県福岡市認可保育所「ほっぺるランド南庄」を開設、福岡県北九州市小規模認可保育所「ほっぺるランド小倉」を開設、沖縄県沖縄市小規模認可保育所「ほっぺるランド沖縄海邦」を開設
平成28年6月	吸収分割により、株式会社テノ・コーポレーションの「受託保育事業（事業所内・院内等における受託保育事業）、その他事業（人材派遣、人材紹介、イベント託児、ベビーシッターサービス、ハウスサービス、tenoSCHOOL（テノスクール）の運営等）」を株式会社テノ・サポートへ承継

平成29年4月 株式会社テノ・コーポレーションが東京都葛飾区認可保育所「『ほっぺるランド』東立石、西新小岩」を開設、東京都江戸川区認可保育所「ほっぺるランド中葛西」を開設、滋賀県大津市認可保育所「ほっぺるランド堅田」を開設

平成29年11月 株式会社テノ・サポートが株式会社トーコーの幼児教育派遣事業を譲受け、大阪支店を設置

平成30年4月 株式会社テノ・サポートが独立行政法人国立病院機構の院内保育所22か所の運営を開始
また同社直営の企業主導型保育事業施設「『保育園テトテ』薬院、平尾、千早」を開設

3【事業の内容】

当社グループは、純粋持株会社である当社、連結子会社の株式会社テノ・コーポレーション及び連結子会社の株式会社テノ・サポートにより構成されており、株式会社テノ・コーポレーションが公的保育事業における公的保育所の運営、株式会社テノ・サポートが受託保育事業における受託保育所の運営のほか、その他の幼稚園や保育所に対する保育士派遣、ベビーシッターサービスの提供、ハウスサービスの提供、tenoSCHOOL（テノスクール）の運営等を行っております。

「もっと愛情を・・・もっと安心を・・・**「手の」**ぬくもりまでも伝えたい」という熱い想いを社名である「テノ。」に込めております。

当社グループは、以下を経営理念として、事業展開を行っております。

「私たちは、女性のライフステージを応援します。」

「私たちは、相手の立場に立って考えます。」

「私たちは、コンプライアンスを推進します。」

「私たちは、事業を通して社会貢献致します。」

当社グループは、“女性”が育児をしても、家事をしても、介護をしてもなお、働き続けるためには、「いったい何が必要なのか」を基本に事業展開してまいりました。豊かな社会を築くためにはきっと、あらゆる場面でさまざまな発想をもっと男女が知恵を出し合うことが必要です。そういった「より私らしく」と願う女性たちに対してサービスを提供することを事業コンセプトとしております。

当社グループは、経営理念の他に、保育サービスを提供するうえで以下の保育理念を掲げ、子どもの立場、子どもを預ける保護者の立場、保育所を運営する病院・企業等のクライアントの立場を考えて、より安全で安心感を与える保育サービスの提供を目指しております。

「お子様には、安全な環境の中で身体的・精神的発達が得られる保育サービスを提供します。」

「ご両親には、「仕事」と「育児」の両立を支援します。」

なお、以下に示す区分は、セグメントと同一の区分であります。

(1) 公的保育事業

公的保育事業では、主に国の社会課題となっている待機児童解消に貢献することを目的に事業展開を行っております。

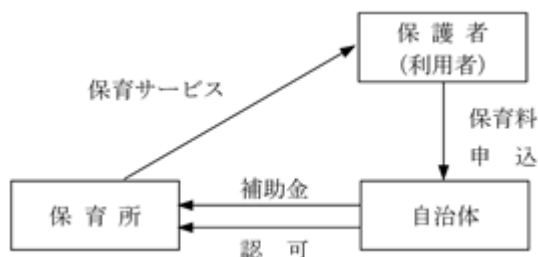
児童福祉法第39条第1項において保育所は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設（利用定員が二十人以上であるものに限り、幼保連携型認定こども園を除く。）と定義されております。また保育所は、児童福祉法第35条第4項に基づき、厚生労働省が定めた認可設置基準の要件を満たし、都道府県知事（政令指定都市については市長）が認可した認可保育所と認可保育所以外の保育所である認可外保育所に大別されております。

認可外保育所のうち認証保育所は、東京都が独自に定めた設置基準の要件を満たした施設で、東京都知事が認証しております。同様の保育施設として神奈川県川崎市の川崎認定保育園があります。

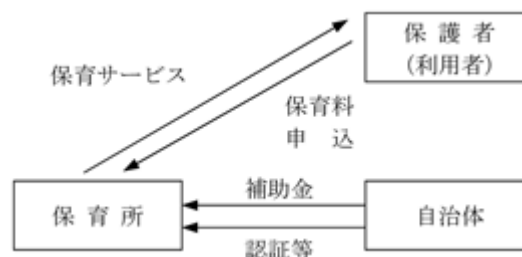
当社グループでは、平成30年7月31日現在で、首都圏を中心に認可保育所47施設、認証・認定保育所等6施設（地域別では、首都圏35施設、九州エリア13施設、関西エリア5施設。）を直営で運営しております。一部の保育所を除き、「ほっぺるランド」というブランド名で認可保育所や認証・認定保育所等を展開しております。

認可保育所と認証・認定保育所等の契約形態としては以下のとおりです。

[認可保育所]



[認証・認定保育所等]



(2) 受託保育事業

女性の就業率が高まる中で、病院や企業等も人材確保のために保育サービスが必要となっております。そこで受託保育事業では、病院や企業等で勤める従業員の「仕事」と「子育て」の両立支援を目的に事業展開を行っております。

受託保育所は、病院や企業等が事業所の中で保育所を開設する際にその運営を受託するものであります。その事業所の中には、国や自治体から助成金を得て、保育所を運営しているものもあります。

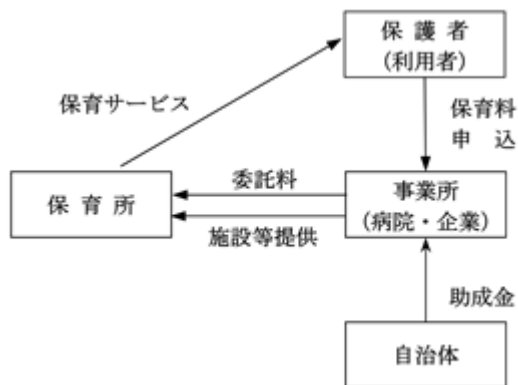
学童保育所は、児童福祉法第6条の三第2項において、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校児童に対して、授業の終了後に児童厚生施設等の施設（保育所）を利用して適切な遊び及び生活の場を与えることにより、その健全な育成を図る事業と定められております。各自治体より学童保育指定管理を受託し、運営を行っております。

その他には、福岡市放課後等の遊び場づくり事業実施要綱に基づき、放課後等の学校施設を利用して、安心して自由に遊びができる場や機会をつくる「福岡市放課後等の遊び場づくり事業（通称：わいわい広場）」の受託等があります。

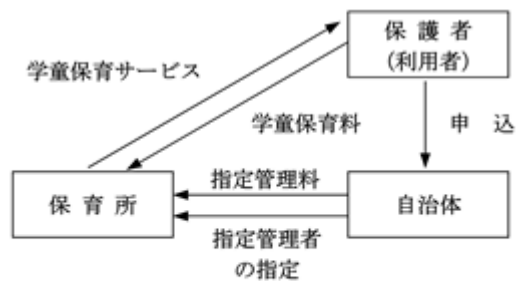
当社グループでは、平成30年7月31日現在で、九州を中心に受託保育所141施設、学童保育所32施設、わいわい広場24施設（地域別では、九州エリア187施設、関西エリア6施設、首都圏4施設。）を受託して運営しております。

受託保育所と学童保育所の契約形態としては、以下のとおりです。

[受託保育所]



[学童保育所]



(3) その他

公的保育所や受託保育所の運営のほか、女性の育児・家事・介護を支援する家庭総合サービスとして幼稚園や保育園等に対する保育人材の派遣、ベビーシッターサービスの提供、ハウスサービスの提供、tenoSCHOOL（テノスクール）の運営等を行っております。

ベビーシッターサービスでは、生後2ヶ月から12歳までの児童を対象に、保育サービスを提供しております。当社グループで働くベビーシッターは、保育士・幼稚園教諭等の有資格者及び当社グループが運営する「ベビーシッター養成講座」修了者に限定しており、品質の高いサービス提供の維持・向上に注力しております。

また、室内清掃やペットの世話など家事全般のサービスを提供するハウスサービスも提供しております。さらに、「保育士総合講座」や「ベビーシッター養成講座」等を開催するtenoSCHOOL（テノスクール）を運営しております。事業としてtenoSCHOOL（テノスクール）の運営を行っておりますが、そこで蓄積されたノウハウを当社グループ内における人材育成にも活用しております。

その他、認可外保育施設の「キッズルーム六本松」や企業主導型保育事業施設「『保育園テトテ』（薬院、平尾、千早）」等を、平成30年7月31日現在、九州エリアで4施設、関西エリアで1施設、直営で運営しております。

当社グループが運営する保育施設等の施設数推移は以下のとおりであります。なお、当社設立前は、株式会社テノ・コーポレーションにて運営をしております。

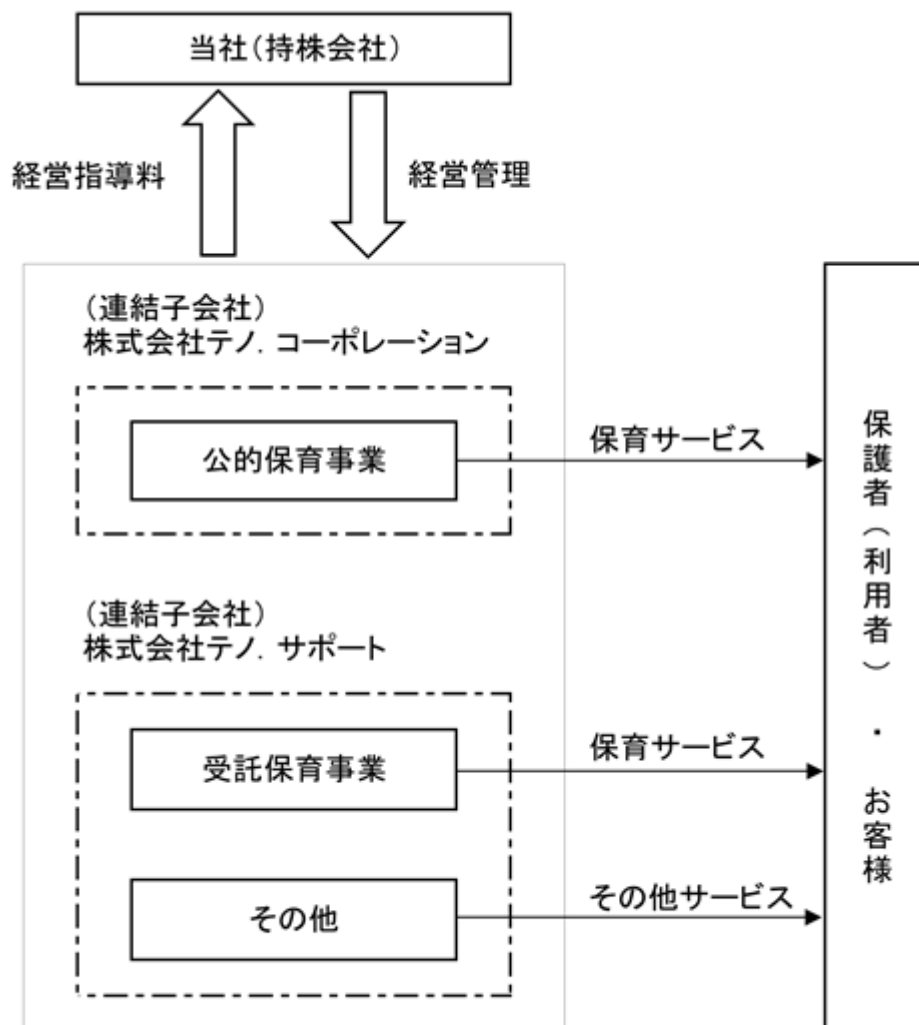
（単位：施設）

	公的保育事業			受託保育事業				その他	施設合計
	認可 保育所	認証・ 認定 保育所等	小計	受託 保育所	学童 保育所	わいわい 広場	小計		
平成20年2月期末	-	-	-	14	7	-	21	2	23
平成21年2月期末	-	-	-	23	7	-	30	2	32
平成22年2月期末	-	-	-	29	11	-	40	2	42
平成23年2月期末	1	4	5	34	31	-	65	2	72
平成24年2月期末	1	7	8	40	31	10	81	2	91
平成25年2月期末	1	9	10	48	32	19	99	2	111
平成26年2月期末	2	10	12	60	42	21	123	2	137
平成27年2月期末	7	10	17	72	46	24	142	2	161
平成27年12月期末	15	10	25	76	48	24	148	2	175
平成28年12月期末	28	11	39	77	51	24	152	2	193
平成29年12月期末	40	9	49	99	51	24	174	1	224
平成30年7月末	47	6	53	141	32	24	197	5	255

（注）1．平成27年12月期につきましては決算期の変更に伴い、変則決算（10ヶ月）となっております。

2．その他は、（3）その他にて運営している保育施設の数を記載しております。

（事業系統図）



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権の所有(又は被 所有)割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社テノ・コーポ レーション (注)2、3	福岡県 福岡市博多区	50,000	公的保育事業	100.0	当社が経営管理しておりま す。 役員の兼務3名。
株式会社テノ・サポート (注)2、4	福岡県 福岡市博多区	50,000	受託保育事業、 その他	100.0	当社が経営管理しておりま す。 役員の兼務3名。

(注)1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 特定子会社に該当しております。

3. 株式会社テノ・コーポレーションについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えておりますが、セグメントの売上高に占める当該連結子会社の売上高(セグメント間の売上高又は振替高を含む)の割合が90%を超えているため、主要な損益情報等の記載を省略しております。

4. 株式会社テノ・サポートについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えておりますが、セグメントの売上高に占める当該連結子会社の売上高(セグメント間の売上高又は振替高を含む)の割合が90%を超えているため、主要な損益情報等の記載を省略しております。

5. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成30年7月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
公的保育事業	830 (141)
受託保育事業	752 (916)
報告セグメント計	1,582 (1,057)
その他	2 (132)
全社（共通）	22 (-)
合計	1,606 (1,189)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員等を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 最近日までの1年間において従業員数が554名増加しております。主な理由は公的保育事業及び受託保育事業の業容拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

(2) 提出会社の状況

平成30年7月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
22(-)	37.2	1.5	4,154

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員等を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社子会社での勤続年数を含む平均勤続年数は2.4年となります。
4. 当社は純粋持株会社であるため、セグメント別の従業員数は記載しておりません。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

第3期連結会計年度（自平成29年1月1日至平成29年12月31日）

当連結会計年度における我が国経済は、政府や日銀による経済・金融政策を背景に企業収益や設備投資に改善傾向が見られたほか、雇用環境改善を反映して消費に持ち直しの兆しが出るなど、緩やかながら回復基調で推移しました。

このような環境の中、当社グループ事業を取り巻く状況は、女性の社会進出の高まりを受けた保育需要の増加傾向が継続しており、政府・自治体による政策的な各種支援が相次いで展開されております。特に、保育士の待遇改善や保育所整備の補助金の積み増しなどの施策が重点的に打ち出されるなど対策強化の気運が一段と高まっており、当社グループ事業への追い風は継続しております。一方で、受給ギャップにより保育士採用が引き続き困難となることに加え、新規園開園コストの高騰など待機児童問題はますます深刻化しておりますが、平成29年10月の衆議院選挙では各党から幼児教育・保育の無償化への方針が打ち出されたことなどから、今後政府・自治体による更なる政策的手当が期待されます。

こうした状況下、当社グループは東京都や福岡県を中心に保育施設の開設を進め、当連結会計年度には以下のとおり、公的保育事業において10施設、受託保育事業において23施設の保育施設を開設しております。

この結果、当連結会計年度末時点で認可保育所等49施設、受託保育所99施設、学童保育所51施設、その他25施設の計224施設を運営しております。なお、その他には、わいわい広場の運営施設数を含めて記載しております。

また、当連結会計年度に新規開設した施設は、以下のとおりであります。

(公的保育事業)	合計10施設
認可保育所	合計9施設
東京都	6施設(板橋区2施設、葛飾区2施設、新宿区1施設、江戸川区1施設)
大阪府	1施設(大阪市1施設)
滋賀県	1施設(大津市1施設)
福岡県	1施設(福岡市1施設)
小規模認可保育所	
福岡県	1施設(北九州市1施設)
(受託保育事業)	合計23施設
企業内保育施設	合計23施設
福岡県	13施設(福岡市5施設、北九州市1施設、大野城市3施設、大牟田市1施設、豊前市1施設、糟屋郡志免町1施設、筑紫郡那珂川町1施設)
大阪府	3施設(大阪市3施設)
熊本県	2施設(熊本市2施設)
沖縄県	2施設(浦添市1施設、島尻郡南風原町1施設)
長崎県	1施設(佐世保市1施設)
佐賀県	1施設(佐賀市1施設)
鹿児島県	1施設(姶良市1施設)

この結果、当連結会計年度の売上高は6,678,939千円(前期比39.8%増)、営業利益は140,440千円(前期比88.8%増)、経常利益は152,750千円(前期比69.8%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は96,636千円(前期比95.7%増)となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。なお、記載のセグメントの業績はセグメント間取引の相殺前の数値であります。

(公的保育事業)	
公的保育事業におきましては、東京都や福岡県を中心に認可保育所等の新規開設に注力いたしました。	
この結果、売上高は4,379,960千円(前期比52.6%増)、セグメント利益は239,622千円(前期比58.4%増)となりました。	
(受託保育事業)	
受託保育事業におきましては、福岡県や大阪府を中心に企業・病院等が設置する保育施設の新規受託に注力いたしました。	
この結果、売上高は2,081,185千円(前期比22.1%増)、セグメント利益は117,096千円(前期比13.8%増)となりました。	

（その他）

その他におきましては、保育人材の派遣事業等の拡大により、売上高は251,250千円（前期比20.8%増）、セグメント利益は29,252千円（前期比23.2%増）となりました。

第4期第2四半期連結累計期間（自平成30年1月1日至平成30年6月30日）

当第2四半期連結累計期間における我が国経済は、政府の経済政策や日銀の継続的な金融緩和姿勢などを背景に、企業収益や雇用・所得環境が改善するなど、緩やかな回復基調が継続しております。

このような環境の中、当社グループを取り巻く事業環境は、待機児童解消に向けた政府・自治体による各種支援が継続的に実施され、認可保育所や企業主導型保育所がハイペースで新規に整備されるなど、当社グループ事業への追い風は継続しております。

このような状況のもと、保育所の開園ニーズは依然高水準であり、当社グループでは、運営する施設を以下のとおり新たに開設いたしました。

（公的保育事業）	合計4施設
認可保育所	合計4施設
東京都	3施設（新宿区2施設、中央区1施設）
大阪府	1施設（大阪市1施設）
（受託保育事業）	合計45施設
企業内・病院内保育施設	合計45施設
福岡県	21施設（福岡市13施設、北九州市3施設、古賀市2施設、筑紫野市1施設、大牟田市1施設、飯塚市1施設）
鹿児島県	5施設（姶良市3施設、鹿児島市1施設、指宿市1施設）
大分県	4施設（大分市2施設、別府市2施設）
佐賀県	4施設（佐賀市1施設、鳥栖市1施設、唐津市1施設、嬉野市1施設）
熊本県	2施設（熊本市1施設、宇城市1施設）
長崎県	2施設（大村市1施設、東彼杵郡川棚町1施設）
沖縄県	3施設（宜野湾市1施設、国頭郡金武町1施設、那覇市1施設）
山口県	1施設（周南市1施設）
広島県	1施設（東広島市1施設）
岡山県	1施設（岡山市1施設）
兵庫県	1施設（三田市1施設）
（その他）	合計3施設
認可外保育所	合計3施設
福岡県	3施設（福岡市3施設）

平成30年6月末時点では認可保育所等53施設、受託保育所137施設、学童保育所32施設、その他29施設の計251施設を運営しております。なお、その他には、わいわい広場の運営施設数を含めて記載しております。

この結果、当第2四半期連結累計期間の売上高は4,466,325千円、営業利益は99,588千円、経常利益は80,011千円、親会社株主に帰属する四半期純利益は54,789千円となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。なお、記載のセグメントの業績はセグメント間取引の相殺前の数値であります。

（公的保育事業）

公的保育事業におきましては、東京都や大阪府を中心に認可保育所等の新規開設に注力いたしました。この結果、当第2四半期連結累計期間における売上高は2,809,011千円、セグメント利益は228,519千円となりました。

（受託保育事業）

受託保育事業におきましては、福岡県を中心に企業・病院等が設置する保育施設の新規受託に注力いたしました。この結果、当第2四半期連結累計期間における売上高は1,448,932千円、セグメント利益は29,021千円となりました。

（その他）

その他におきましては、保育人材の派遣事業の拡大や認可外保育所3施設の新規開設等を行いました。この結果、当第2四半期連結累計期間における売上高は219,890千円、セグメント損失は10,290千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第3期連結会計年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ773,906千円増加し、当連結会計年度末の残高は1,167,165千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は224,995千円（前連結会計年度は272,096千円の獲得）となりました。これは主に税金等調整前当期純利益154,451千円及び減価償却費176,951千円によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は499,754千円（前連結会計年度は1,558,372千円の使用）となりました。これは主に認可保育園の新規開園に関する有形固定資産の取得による支出1,811,383千円、長期貸付けによる支出154,138千円及び補助金の受取額1,617,171千円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果獲得した資金は1,048,665千円（前連結会計年度は1,038,114千円の獲得）となりました。これは主に長期借入れによる収入1,869,711千円、長期借入金の返済による支出2,039,330千円及び短期借入金の純増額1,218,760千円によるものです。

第4期第2四半期連結累計期間（自 平成30年1月1日 至 平成30年6月30日）

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ67,199千円増加し、当第2四半期連結会計期間末の残高は1,234,365千円となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は127,606千円（前連結会計年度は224,995千円の獲得）となりました。これは主に、未払金の増加129,334千円、賞与引当金の増加125,291千円、減価償却費94,194千円及び売上債権の増加202,565千円によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は65,571千円（前連結会計年度は499,754千円の使用）となりました。これは主に認可保育園の新規開園に関する有形固定資産の取得による支出856,998千円、長期貸付けによる支出69,015千円及び補助金の受取額916,055千円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果獲得した資金は5,165千円（前連結会計年度は1,048,665千円の獲得）となりました。これは主に長期借入れによる収入559,000千円、長期借入金の返済による支出135,219千円及び短期借入金の純減額417,900千円によるものです。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは、生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社グループは、受注生産を行っていないため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

第3期連結会計年度及び第4期第2四半期連結累計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第3期連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)		第4期第2四半期連結累計期間 (自 平成30年1月1日 至 平成30年6月30日)
	販売高(千円)	前年同期比 (%)	販売高(千円)
公的保育事業	4,379,960	152.7	2,809,011
受託保育事業	2,081,185	122.1	1,448,932
その他	217,792	107.6	208,381
合計	6,678,939	139.8	4,466,325

(注) 1. セグメント間取引については相殺消去しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 最近2連結会計年度及び第4期第2四半期連結累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第2期連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)		第3期連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)		第4期第2四半期連結累計期間 (自 平成30年1月1日 至 平成30年6月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
東京都板橋区	538,265	11.3	1,007,557	15.1	615,500	13.8

上記は公的保育事業における同区からの保育園運営に関する補助金収入であり、売上高として計上しております。なお、消費税等は含まれておりません。

3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、以下を経営理念として、事業展開を行っております。

「私たちは、女性のライフステージを応援します。」

「私たちは、相手の立場に立って考えます。」

「私たちは、コンプライアンスを推進します。」

「私たちは、事業を通して社会貢献致します。」

テノ・グループは、“女性”が育児をしても、家事をしても、介護をしてもなお、働き続けるためには、「いったい何が必要なのか」を基本に事業展開してまいりました。豊かな社会を築くためにはきっと、あらゆる場面でさまざまな発想をもっと男女が知恵を出し合うことが必要です。そういった「より私らしく」と願う女性たちに対してサービスを提供することを事業コンセプトとしております。

(2) 経営環境

当社グループの属する保育業界を取り巻く状況といたしましては、長期的には少子高齢化・人口減少の急速な進展が予想されておりますが、厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ」（平成29年9月1日公表）によると、平成29年4月1日時点で、待機児童数は26,081人（前年比2,528人増）で3年連続の増加となっております。これは、女性の社会進出の増加による共働き世帯の増加や働き方の多様化等に加え、政府・自治体による積極的な子育て施策の実施によるもので、更に現政権による無償化施策が実現されれば、一層の保育ニーズの高まりが予想されます。

当社グループとしましては、公的保育、受託保育、その他サービスにより、一層高まる保育ニーズに対応すべく、より一層の業容拡大を推進してまいりたいと考えております。

(3) 対処すべき課題

当社グループの経営陣は、現在の事業環境及び入手可能な情報に基づき、最善の経営戦略を立案し、企業価値を最大限に高めることに努めております。当社グループが今後より一層の業容拡大を推進し、より良いサービスを実現するためには、様々な課題に対処していくことが必要であり、以下の項目を対処すべき課題として認識しております。

人材の確保

当社グループ運営施設の増加に伴い、保育士、調理師、看護師等の資格を有する優秀な人材の確保が急務となっております。特に保育士の有効求人倍率は全国的に上昇の一途を辿っており、大都市圏を中心として年々採用が難しくなる傾向が続いております。このような中、当社グループではこれまでの経験者を中心とした採用から新卒者採用にも注力し、門戸を広げております。また給与条件の改善をはじめ、業務効率化による働きやすい環境づくりの推進、研修制度の充実（海外での研修実施等）、人事評価制度の見直し等を通じた総合的な待遇改善への取組みを進め、優秀な人材の確保に向けた施策を進めております。

人材の育成

保育士資格取得やベビーシッター向けの講座、子ども・子育て支援研修制度による自治体主催研修への講師派遣等を通じ、外部人材の育成・教育を実施しております。また、当社グループ運営施設においては、保育スキルアップ研修や安全・アレルギー研修等を通じ、常に質の高いサービスを提供するために、人材への継続的な教育投資を実施しております。

保育の質の維持・向上

当社グループでは、公的保育事業を株式会社テノ・コーポレーションが、受託保育事業を株式会社テノ・サポートが担っております。事業特性に応じた組織運営によりノウハウの集約を図り、効率的・組織的な管理体制を構築しています。また、研修機会の充実や総合的な処遇改善等による働き方改革の推進により、保育の質の維持・向上に努めてまいります。

重ねて保育の現場では、保育士等の職員がより保育に集中できる環境作りやより児童と向き合う機会を作る仕組みの構築に努めております。具体的には、タブレット機器の導入や見守りカメラの設置といった保育施設のICT化（コンピューター技術を活用した保育業務の支援機器等の導入）を推進しております。

コンプライアンスへの取組み

児童福祉法をはじめ、保育事業を展開するにあたって根拠となる法律・条令等の遵守は、厳格に実施しております。また、当社グループが有している施設利用者等の個人情報についても、法律に則った取扱いを徹底しております。これらコンプライアンスへの取組みとして、社内規程の拡充整備を進め、社員研修等により日常的にコンプライアンスへの意識を高め、適正に業務を遂行してまいります。

安定的な資金調達の確保と財務基盤の強化

今後も継続的に公的保育施設の開設を進めるためには、必要な設備投資資金を安定的に確保することが重要となります。当社グループでは、複数の金融機関との継続的取引を通じた安定調達、財務安全性を高める諸施策の実施による財務基盤の強化を進め、安定的かつ機動的な資金調達に努めております。

4【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、以下の記載事項は、特に断りがない限り、本書提出日現在の事項であり、将来に関する事項は本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

また、以下の記載は当社株式への投資に関するリスクをすべて網羅するものではありません。

少子化

当社グループは、主に0歳児から5歳児を対象とした保育サービスを提供することで、公的保育事業及び受託保育事業を展開しております。少子化が急速に進行し市場が著しく縮小した場合には、運営する施設への入所児童数の減少により、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

人材の確保

当社グループの提供する保育サービスにおきましては、保育士、調理師、看護師等の人材が不可欠であります。これら人材を確保するために、人材紹介会社との取引拡大、自社による人材確保戦略の拡充等、人材確保における多チャンネル化を進めておりますが、施設数の増加に人材の確保が追い付かない場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

保育現場での事故に関するリスク

当社グループは、保育施設の運営にあたり、児童の安全を第一に考え、万全の配慮をいたしております。しかしながら、重大な事故が発生した場合、当局から営業停止の命令を受けることで、多くの児童が退園することも考えられます。この場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

法的規制等

当社グループの公的保育事業において運営しております保育施設につきましては、児童福祉法に基づき許認可等を受けております。保育所の種類は認可保育所、東京都認証保育所等いくつかの種類に分類されますが、いずれの形態の保育所も保育所ごとに許認可権限を持つ行政機関へ保育所設置の申請を行い、審査を経たうえで許認可が付与されます。

本書提出日現在において、当社グループの公的保育事業において運営している保育所に許認可等取消し事由は発生しておりませんが、何らかの要因により行政機関からの許認可が取消された場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

当社グループのその他事業において、労働者派遣事業及び有料職業紹介事業を、厚生労働大臣の許可等を受けておりますが、一定の欠格事由に該当した場合は行政処分を受けることがあります。本書提出日現在において、当社グループのその他事業において当該認可等の取消し、又は事業の停止等となる事由は発生しておりませんが、何らかの要因で当該事業許可等の取消し、又は事業の停止等を命じられるようなことがあれば、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

また、当社グループが現在運営する事業に関連する法規制は、児童福祉法及び食品衛生法が主なものですが、今後、当社グループが運営する事業に関連する法規制の制定・改廃等が行われた場合、当社グループの事業活動が制約を受け、業績に影響を与える可能性があります。

セグメントの名称	法令名	許認可等の名称	監督官庁	主な取消事由
公的保育事業	児童福祉法	認可・認証・認定等	厚生労働省、都道府県及び市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令の規定水準に達しない場合や給付費の請求に関し不正があったとき ・改善命令や事業の停止命令に従わず、違反したとき

セグメントの名称	法令名	許認可等の名称	監督官庁	主な取消事由
受託保育事業	児童福祉法 (受託事業者として間接的に適用を受けるものです)		厚生労働省、都道府県及び市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令の規定水準に達しない場合や給付費の請求に関し不正があったとき ・改善命令や事業の停止命令に従わず、違反したとき
その他	児童福祉法	企業主導型保育事業に係る助成	厚生労働省、内閣府	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令の規定水準に達しない場合や給付費の請求に関し不正があったとき ・改善命令や事業の停止命令に従わず、違反したとき
	労働者派遣法	一般労働者派遣事業許可	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・許可の欠格事由に該当するとき（労働者派遣法第6条に定められている条項に抵触した場合等） ・労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律もしくは職業安定法の規定又はこれらの規定に基づく政省令もしくは処分違反したとき
	職業安定法	職業紹介事業許可	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・許可の欠格事由に該当するとき（職業安定法第32条に定められている条項に抵触した場合等） ・職業安定法の規定又はこれらの規定に基づく政省令もしくは処分違反したとき

食の安全性

当社グループでは、食品衛生法に基づき、厳正な食材管理並びに衛生管理を実施し、食中毒などの事故防止に努めております。しかしながら、何らかの原因により食の安全性に関する重大な問題が発生した場合は、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

感染症の流行

当社グループでは、多くの利用者に安全な保育サービスを提供するため、感染症について厳重に対応しておりますが、新型インフルエンザやノロウイルスなどの感染症が流行し、利用者が大きく減少し、従事する従業員が多数欠勤し、保育所の運営が困難となる可能性があります。その場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

大規模な災害

当社グループは、九州全域また首都圏内において多数の保育所を運営しておりますが、地震、火災、台風等の自然災害等の発生により利用者や従業員、保育所の建物等が被害を受けた場合には保育所の運営が困難となり、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

個人情報の管理

当社グループの保育施設では、数多くの利用者の個人情報を保持しております。これらの個人情報の取扱いは、厳重に管理しておりますが、漏えいするようなことがあった場合、利用者からだけでなく、社会的な信用を失います。その結果、保育所等の新規開設に影響が出る等、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

季節変動

当社グループにおける保育所等は4月に新規開設されるものが多くなります。そのため、第2四半期連結会計期間（4月～6月）において、多額の新規開設費用、補助金収入、固定資産圧縮損が計上される傾向にあります。

資金調達

当社グループの第4期第2四半期連結会計期間末の連結の借入金残高は、3,523,679千円、総資産額に占める比率は63.5%となっております。

当社グループの公的保育事業におきましては、保育所の新規開設に関する設備資金等は金融機関からの借入等により調達しておりますが、外部借入への依存度が高く、金利の急激な変動や金融情勢の変化によって計画どおり資金調達ができなかった場合には、新規開設が制約されるなど当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

固定資産の減損に関するリスク

当社グループの保育事業の業績が今後著しく悪化し、保育設備における有形固定資産の減損処理が必要となった場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

創業者への依存

当社グループの創業者は代表取締役社長である池内比呂子であります。同氏は、当社設立以来の最高経営責任者であり、経営方針や経営戦略の決定をはじめ、会社の事業推進及び営業施策とその推進において重要な役割を果たしております。

当社グループでは、各業務担当取締役及び部門長を配置し、各々が参加する定期的な会議体にて、意見等の吸い上げや情報共有などを積極的に進めております。また、適宜権限の委譲も行い、同氏に依存しない経営体質の構築を進めておりますが、何らかの理由により同氏に不測の事態が生じた場合、又は、同氏が退任するような事態が発生した場合には、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたり、見積りが必要となる事項につきましては、合理的な基準に基づき、会計上の見積りを行っております。

詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

第3期連結会計年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

（資産）

当連結会計年度末の資産につきましては、5,219,368千円（前期末比1,477,016千円増）となりました。

流動資産につきましては、2,050,441千円（同1,114,565千円増）となりました。これは、主に現金及び預金が772,906千円、売掛金が319,597千円増加したためであります。

固定資産につきましては、3,168,927千円（同362,450千円増）となりました。これは、主に認可保育園の新規開園に伴い建物及び構築物等の有形固定資産が67,330千円、長期貸付金が125,460千円、敷金及び保証金が45,365千円、長期前払費用が90,885千円増加したためであります。

（負債）

当連結会計年度末の負債につきましては、4,566,234千円（前期末比1,380,379千円増）となりました。

流動負債は2,624,883千円（同1,325,823千円増）となりました。これは、主に短期借入金が1,218,760千円増加したためであります。

固定負債につきましては、1,941,351千円（同54,556千円増）となりました。これは、主に長期借入金が18,736千円、資産除去債務が20,189千円増加したためであります。

（純資産）

当連結会計年度末の純資産につきましては、653,133千円（同96,636千円増）となりました。これは、親会社株主に帰属する当期純利益の計上により利益剰余金が96,636千円増加したためであります。

第4期第2四半期連結累計期間（自 平成30年1月1日 至 平成30年6月30日）

（資産）

当第2四半期連結会計期間末の資産につきましては、5,551,181千円（前期末比331,813千円増）となりました。

流動資産につきましては、2,416,197千円（同365,756千円増）となりました。これは、主に現金及び預金が73,199千円、売掛金が202,565千円増加したためであります。

固定資産につきましては、3,134,984千円（同33,942千円減）となりました。これは、主に認可保育所の新規開園に係る建物及び構築物等の圧縮記帳処理等により有形固定資産が124,522千円減少、長期貸付金が52,935千円増加したためであります。

（負債）

当第2四半期連結会計期間末の負債につきましては、4,843,258千円（前期末比277,024千円増）となりました。

流動負債は2,522,694千円（同102,188千円減）となりました。これは、主に短期借入金が417,900千円減少したためであります。

固定負債につきましては、2,320,564千円（同379,212千円増）となりました。これは、主に長期借入金が367,784千円増加したためであります。

（純資産）

当第2四半期連結会計期間末の純資産につきましては、707,923千円（同54,789千円増）となりました。これは、親会社株主に帰属する四半期純利益の計上により利益剰余金が54,789千円増加したためであります。

(3) 経営成績の分析

第3期連結会計年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

（売上高）

売上高につきましては、6,678,939千円(前年同期比39.8%増)となりました。これは主に、当連結会計年度において東京都を中心に保育所を10施設新規に開設したことによって公的保育事業の売上高が伸びたことなどによるものです。

当連結会計年度における新規開設により、当連結会計年度末時点で認可保育所等49施設、受託保育所99施設、学童保育所51施設、その他25施設の計224施設となりました。なお、その他には、わいわい広場の運営施設数を含めて記載しております。

（売上原価）

売上原価につきましては、5,662,690千円(前年同期比41.1%増)となりました。これは主に、売上高増加に伴う労務費や経費の増加によるものです。なお、売上原価率は前連結会計年度が84.0%であったところ当連結会計年度は84.8%となりました。

（販売費及び一般管理費、営業利益）

販売費及び一般管理費につきましては、875,809千円(前年同期比27.0%増)となりました。これは主に、採用費や給料及び手当の増加によるものです。なお、売上高販管費率は前連結会計年度が14.4%であったところ当連結会計年度は13.1%となりました。

この結果、営業利益は140,440千円(前年同期比88.8%増)となりました。

（営業外損益と経常利益）

営業外収益につきましては、56,434千円(前年同期比77.1%増)、営業外費用につきましては44,124千円(前年同期比171.4%増)となりました。営業外収益は還付消費税等の増加によるものです。営業外費用は主に支払利息及び支払手数料の増加によるものです。

この結果、経常利益は152,750千円(前年同期比69.8%増)となりました。

（特別損益と親会社株主に帰属する当期純利益）

特別利益につきましては、1,617,171千円(前年同期比95.6%増)、特別損失につきましては1,615,471千円(前年同期比94.4%増)となりました。特別利益は主に補助金収入の増加によるものです。特別損失は主に固定資産圧縮損の増加によるものです。

税金等調整前当期純利益につきましては、154,451千円(前年同期比80.0%増)となり、法人税、住民税及び事業税を70,600千円、法人税等調整額を12,785千円計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は96,636千円(前年同期比95.7%増)となりました。

第4期第2四半期連結累計期間（自平成30年1月1日至平成30年6月30日）

（売上高）

売上高につきましては、4,466,325千円となりました。これは主に、当第2四半期連結累計期間において東京都を中心に認可保育所を4施設新規に開設したことによって公的保育事業の売上高が伸びたこと及び受託保育事業において福岡県を中心に受託保育施設を42施設新規に開設したことによって売上高が伸びたことなどによるものです。

当第2四半期連結累計期間における新規開設により、平成30年6月末時点では認可保育所等53施設、受託保育所137施設、学童保育所32施設、その他29施設の計251施設となりました。なお、その他には、わいわい広場の運営施設数を含めて記載しております。

（売上原価）

売上原価につきましては、3,751,454千円となりました。これは主に、売上高増加に伴う労務費や経費の増加によるものです。なお、売上原価率は前連結会計年度が84.8%であったところ当第2四半期連結累計期間は84.0%となりました。

（販売費及び一般管理費、営業利益）

販売費及び一般管理費につきましては、615,282千円となりました。これは主に、採用費や給料及び手当の増加によるものです。なお、売上高販管費率は前連結会計年度が13.1%であったところ当第2四半期連結累計期間は13.8%となりました。

この結果、営業利益は99,588千円となりました。

（営業外損益と経常利益）

営業外収益につきましては、5,156千円、営業外費用につきましては24,733千円となりました。営業外収益は主に受取利息によるものです。営業外費用は主に支払利息によるものです。

この結果、経常利益は80,011千円となりました。

（特別損益と親会社株主に帰属する四半期純利益）

特別利益につきましては、916,055千円、特別損失につきましては915,884千円となりました。

税金等調整前四半期純利益につきましては、80,183千円となり、法人税、住民税及び事業税を73,425千円、法人税等調整額を48,031千円計上した結果、親会社株主に帰属する四半期純利益は54,789千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの状況の分析は「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおりであります。当社グループは常に事業環境を注視するとともに、組織体制や内部統制システムを強化することにより、リスク要因に対応してまいります。

(6) 経営戦略の現状と見通し

経営理念の一つである、「私たちは、女性のライフステージを応援します。」のもと、女性が育児・家事・介護をしてもなお働き続けるためには「いったい何が必要なのか」を基本に事業展開してまいりました。

また依然として待機児童の解消の道筋が見えない中、当社グループが営む公的保育事業及び受託保育事業に求められる社会的役割は、ますます重大なものとなっております。

このような状況の下、当社グループは、経営理念のもと、社会的関心の高い保育事業を中心に、保育所の一層の拡大と利用者から選ばれ続ける質の高いサービスを提供してまいります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第3期連結会計年度（自平成29年1月1日至平成29年12月31日）

当連結会計年度は公的保育設備を中心とする587,037千円（補助金等による圧縮記帳額1,612,775千円控除後）の設備投資を実施しました。

セグメント別の設備投資について示すと、次のとおりであります。

（1）公的保育事業

当連結会計年度は525,524千円（補助金等による圧縮記帳額1,591,998千円控除後）の設備投資を実施しました。主な投資内容としては、保育サービス拡充のための新規認可保育園の開設に係る設備投資であります。

なお、重要な設備の除却、売却等はありません。

（2）受託保育事業

当連結会計年度は6,583千円（補助金等による圧縮記帳額20,776千円控除後）の設備投資を実施しました。主な投資内容としては、サービス品質の維持、向上を目的とした保育備品等の購入であります。

なお、重要な設備の除却、売却等はありません。

（3）その他

当連結会計年度は47,747千円の設備投資を実施しました。主な投資内容としては、事業拡充を目的として実施した事業譲受に伴い発生したのれん等であります。

なお、重要な設備の除却、売却等はありません。

（4）全社（共通）

当連結会計年度は主に共有設備を中心とする7,182千円の設備投資を実施しました。主な投資内容としてリース資産への投資であります。

なお、重要な設備の除却、売却等はありません。

第4期第2四半期連結累計期間（自平成30年1月1日至平成30年6月30日）

当第2四半期連結累計期間は公的保育設備を中心とする10,819千円（補助金等による圧縮記帳額915,884千円控除後）の設備投資を実施しました。

セグメント別の設備投資について示すと、次のとおりであります。

（1）公的保育事業

当第2四半期連結累計期間は119,568千円（補助金等による圧縮記帳額915,884千円控除後）の設備投資を実施しました。主な投資内容としては、保育サービス拡充のための新規認可保育所の開設に係る設備投資であります。

なお、重要な設備の除却、売却等はありません。

（2）受託保育事業

当第2四半期連結累計期間は198千円の設備投資を実施しました。主な投資内容としては、サービス品質の維持、向上を目的とした保育備品等の購入であります。

なお、重要な設備の除却、売却等はありません。

（3）その他

当第2四半期連結累計期間は93,746千円の設備投資を実施しました。主な投資内容としては、認可外保育所の開設に係る設備投資であります。

なお、重要な設備の除却、売却等はありません。

（4）全社（共通）

当第2四半期連結累計期間は14,805千円の設備投資を実施しました。主な投資内容としてはシステム投資による設備投資であります。

なお、重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

平成29年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (人)
			建物及び 構築物	リース資産	その他	合計	
本社 (福岡県福岡市博多区)	全社(共 通)	統括業務施設	5,303	6,245	2,651	14,200	21

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品であります。

3. 現在休止中の主要な設備はありません。

4. 従業員数は就業人員であります。臨時雇用者(パートタイマー、人材会社からの派遣社員等を含む。)はいないため、記載しておりません。

5. 本社の事務所は賃借しているものであり、年間賃借料は5,190千円であります。

(2) 国内子会社

平成29年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (人)
				建物及び 構築物	建設仮勘定	その他	合計	
株式会社テ ノ・コーポ レーション	ほっぺるラン ド日本橋堀留 (東京都中央 区)ほか31箇 所	公的保育 事業	保育設備	666,777	242,708	51,433	960,919	494 (69)
株式会社テ ノ・コーポ レーション	ほっぺるラン ド草加谷塚 (埼玉県草加 市)	公的保育 事業	保育設備	101,243	-	2,796	104,040	18 (2)
株式会社テ ノ・コーポ レーション	ほっぺるラン ド横浜岡野 (神奈川県横 浜市西区)ほ か1箇所	公的保育 事業	保育設備	25,332	-	566	25,899	25 (4)
株式会社テ ノ・コーポ レーション	ほっぺるラン ド堅田 (滋賀県大津 市)	公的保育 事業	保育設備	67,751	-	3,639	71,390	14 (8)
株式会社テ ノ・コーポ レーション	ほっぺるラン ド鶴見緑地 (大阪府大阪 市鶴見区)ほ か3箇所	公的保育 事業	保育設備	207,956	81,747	4,874	294,578	39 (10)
株式会社テ ノ・コーポ レーション	ほっぺるラン ド南庄(福岡 県福岡市早良 区)ほか11箇 所	公的保育 事業	保育設備	187,956	-	11,184	199,141	109 (30)
株式会社テ ノ・コーポ レーション	ほっぺるラン ド沖縄海邦 (沖縄県沖縄 市)	公的保育 事業	保育設備	4,749	-	358	5,107	6 (8)

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品であります。

3. 現在休止中の主要な設備はありません。

4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員等を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

5. 株式会社テノ・コーポレーションの保育園施設(不動産)は賃借しているものであり、年間賃借料は653,596千円であります。

3【設備の新設、除却等の計画】（平成30年7月31日現在）

(1) 重要な設備の新設

当社グループの主な設備投資は、公的保育事業の保育設備であります。

公的保育事業の計画については、許認可が得られる時期等の特定が難しく、計画を適切に明記できないため、最近日現在において許認可の内定を得られた保育所のみを開示しております。

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了 予定年月		完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
株式会社テ ノ・コーポ レーション ほっぺるラ ンド東新小 岩	東京都 葛飾区	公的保育 事業	保育 設備	274,640	93,000	増資資金、自 己資金及び借 入金	平成30年 6月	平成31年 3月	受入定員 90名
株式会社テ ノ・コーポ レーション 認可保育所 6施設	未定	公的保育 事業	保育 設備	2,040,000	-	増資資金、自 己資金及び借 入金	平成31年 12月期 (注)3	平成31年 12月期 (注)3	受入定員 580名 (注)4

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 保育所等を新設した場合、一定の基準のもとに自治体より補助金を受領することとなりますが、上記投資予定金額は、当該補助金収入により充当される金額を控除せず記載しております。

3. 着手予定年月、完成予定年月につきましては、平成31年12月期の着手及び完成を予定しており、月は未定であります。

4. 完成後の増加能力につきましては、自治体の認可状況によって定員数は変動する可能性があります。現時点での6施設合計の見込み定員数を記載しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,440,000
計	4,440,000

- (注) 1. 平成30年6月15日開催の臨時株主総会決議において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
2. 平成30年5月24日開催の取締役会決議により、株式分割に伴う定款の変更を行い、平成30年6月29日付で発行可能株式総数は2,388,000株増加し、2,400,000株となっております。
3. 平成30年6月15日開催の臨時株主総会決議により、発行可能株式総数に係る定款変更を行い平成30年6月29日付で発行可能株式総数は、2,040,000株増加し、4,440,000株となっております。

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,110,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	1,110,000	-	-

- (注) 1. 平成30年5月24日開催の取締役会決議により、平成30年6月5日付でA種優先株式1,000株を自己株式として取得すると引き換えに普通株式を1,000株交付しております。なお、平成30年5月24日開催の取締役会で会社法第178条の規定に基づきA種優先株式を消却することを決議し、平成30年6月5日付で消却しております。
2. 平成30年5月24日開催の取締役会決議により、平成30年6月29日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は1,104,450株増加し、1,110,000株となっております。
3. 平成30年6月15日開催の臨時株主総会決議により、平成30年6月29日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権（平成26年1月17日臨時株主総会決議及び取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成29年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年7月31日)
新株予約権の数(個)	180	168
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	180(注)1	33,600(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000(注)2、3	250(注)2、3、5
新株予約権の行使期間	自平成28年2月1日 至平成32年1月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000	発行価格 250 資本組入額 125 (注)5
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を第三者に譲渡することはできない。また、新株予約権を質入れすることはできない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は200株であります。

ただし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがあります。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものであります。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとしております。

調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 分割(または併合)の比率

上記のほか、各新株予約権の行使に際して払込をすべき金額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後払込金額を乗じた額と同額となるよう、各新株予約権の行使により株式の数は適切に調整されるものとしております。

2. 当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げることとしております。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げることとしております。また、自己株式の処分の場合には新規発行株式数を処分する自己株式数に読み替えるものとしております。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権を保有する新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社社会の取締役、執行役又は従業員の地位にあることを要するものとしております。ただし、任期満了による退任、定年退職、死亡、転籍その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではありません。

本新株予約権者が行使期間前から休職しておらず、かつ本新株予約権者が行使期間中に死亡した場合は、相続開始後1年内に限り、その相続人が当社所定の手続きに従い、当該本新株予約権者が付与された権利の範囲内で本新株予約権を行使できるものとしております。ただし、相続人死亡による再相続は認めないこととしております。

本新株予約権者は、本新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができることとしております。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとするとしております。

イ. 平成28年2月1日から平成30年1月31日

当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の2分の1

ロ. 平成30年2月1日から平成32年1月31日

当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数のすべて

5. 平成30年5月24日開催の取締役会決議により、平成30年6月29日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

6. 上記の新株予約権は、株式会社テノ・コーポレーションが発行した新株予約権のうち、当社を設立した日（平成27年12月15日）現在、行使又は消却されていない新株予約権に係る義務を、株式会社テノ・コーポレーションから当社が承継したものであります。

第2回新株予約権（平成26年5月16日定時株主総会及び平成26年7月17日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 （平成29年12月31日）	提出日の前月末現在 （平成30年7月31日）
新株予約権の数（個）	20	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	20（注）1	4,000（注）1、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	50,000（注）2、3	250（注）2、3、5
新株予約権の行使期間	自 平成28年8月1日 至 平成32年1月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 50,000 資本組入額 25,000	発行価格 250 資本組入額 125 （注）5
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を第三者に譲渡することはできない。また、新株予約権を質入れすることはできない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

（注）1．新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は200株であります。

ただし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがあります。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものであります。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとしております。

調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 分割（または併合）の比率

上記のほか、各新株予約権の行使に際して払込をすべき金額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後払込金額を乗じた額と同額となるよう、各新株予約権の行使により株式の数は適切に調整されるものとしております。

- 2．当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとしております。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- 3．当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げることとしております。また、自己株式の処分の場合には新規発行株式数を処分する自己株式数に読み替えるものとしております。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権を保有する新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、執行役又は従業員の地位にあることを要するものとしております。ただし、任期満了による退任、定年退職、死亡、転籍その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではありません。

本新株予約権者が行使期間前から休職しておらず、かつ本新株予約権者が行使期間中に死亡した場合は、相続開始後1年内に限り、その相続人が当社所定の手続きに従い、当該本新株予約権者が付与された権利の範囲内で本新株予約権を行使できるものとしております。ただし、相続人死亡による再相続は認めないこととしております。

本新株予約権者は、本新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができることとしております。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとするとしております。

イ．平成28年8月1日から平成30年1月31日

当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の2分の1

ロ．平成30年2月1日から平成32年1月31日

当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数のすべて

5. 平成30年5月24日開催の取締役会決議により、平成30年6月29日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

6. 上記の新株予約権は、株式会社テノ・コーポレーションが発行した新株予約権のうち、当社を設立した日（平成27年12月15日）現在、行使又は消却されていない新株予約権に係る義務を、株式会社テノ・コーポレーションから当社が承継したものであります。

第3回新株予約権（平成28年12月16日臨時株主総会決議及び取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 （平成29年12月31日）	提出日の前月末現在 （平成30年7月31日）
新株予約権の数（個）	154	145
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	154（注）1	29,000（注）1、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	110,000（注）2、3	550（注）2、3、5
新株予約権の行使期間	自平成31年1月1日 至平成35年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 110,000 資本組入額 55,000	発行価格 550 資本組入額 275 （注）5
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を第三者に譲渡することはできない。また、新株予約権を質入れすることはできない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

（注）1．新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は200株であります。

ただし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがあります。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものであります。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとしております。

調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 分割（または併合）の比率

上記のほか、各新株予約権の行使に際して払込をすべき金額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後払込金額を乗じた額と同額となるよう、各新株予約権の行使により株式の数は適切に調整されるものとしております。

- 2．当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとしております。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- 3．当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げることとしております。また、自己株式の処分の場合には新規発行株式数を処分する自己株式数に読み替えるものとしております。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権を保有する新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、執行役又は従業員の地位にあることを要するものとしております。ただし、任期満了による退任、定年退職、死亡、転籍その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではありません。

本新株予約権者が行使期間前から休職しておらず、かつ本新株予約権者が行使期間中に死亡した場合は、相続開始後1年内に限り、その相続人が当社所定の手続きに従い、当該本新株予約権者が付与された権利の範囲内で本新株予約権を行使できるものとしております。ただし、相続人死亡による再相続は認めないこととしております。

本新株予約権者は、本新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができることとしております。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとするとしております。

イ．平成31年1月1日から平成32年12月31日

当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の2分の1

ロ．平成33年1月1日から平成35年12月31日

当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数のすべて

5. 平成30年5月24日開催の取締役会決議により、平成30年6月29日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成27年12月15日 (注)1	普通株式 4,550	普通株式 4,550	10,000	10,000	-	-
平成27年12月28日 (注)2	A種優先株式 1,000	普通株式 4,550 A種優先株式 1,000	100,000	110,000	100,000	100,000
平成28年7月31日 (注)3	-	普通株式 4,550 A種優先株式 1,000	20,000	90,000	-	100,000
平成30年6月5日 (注)4	A種優先株式 1,000 普通株式 1,000	普通株式 5,550	-	90,000	-	100,000
平成30年6月29日 (注)5	普通株式 1,104,450	普通株式 1,110,000	-	90,000	-	100,000

(注)1. 発行済株式総数及び資本金の増加は、平成27年12月15日に単独株式移転により当社が設立されたことによるものであります。

2. 有償第三者割当 発行価格 200,000円 資本組入額 100,000円

割当先 ジャフコSV4 共有投資事業有限責任組合

三菱UFJキャピタル5号投資事業有限責任組合

3. 資本金の減少は、機動的かつ柔軟な資本政策を行うため、無償減資（資本金残高の18.2%）を実施したものであります。

4. 定款の定めに基づき、上場申請決議が行われたことを受けて、平成30年6月5日付でA種優先株式を自己株式として取得すると引き換えに普通株式を交付し、同日付でA種優先株式を消却しております。

5. 株式分割（1：200）によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

平成30年7月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他 の法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	1	-	-	9	10	-
所有株式数 (単元)	-	-	-	5,000	-	-	6,100	11,100	-
所有株式数 の割合(%)	-	-	-	45.05	-	-	54.95	100.00	-

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成30年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,110,000	11,100	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	1,110,000	-	-
総株主の議決権	-	11,100	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は以下のとおりであります。

第1回新株予約権（平成26年1月17日臨時株主総会決議及び取締役会決議）

決議年月日	平成26年1月17日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役 3 当社の従業員 6 子会社の取締役 1 子会社の従業員 17
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 上記の新株予約権は、株式会社テノ・コーポレーションが発行した新株予約権のうち、当社を設立した日（平成27年12月15日）現在、行使又は消却されていない新株予約権に係る義務を、株式会社テノ・コーポレーションから当社が承継したものであり、付与対象者の区分及び人数は、新株予約権付与時点のものであります。

2. 付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日現在における付与対象者数の区分及び人数は、当社の取締役2名、当社の従業員5名、子会社の取締役1名、子会社の従業員6名となっております。

第2回新株予約権（平成26年5月16日定時株主総会及び平成26年7月17日取締役会決議）

決議年月日	平成26年7月17日
付与対象者の区分及び人数（名）	子会社の従業員 7
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 上記の新株予約権は、株式会社テノ・コーポレーションが発行した新株予約権のうち、当社を設立した日（平成27年12月15日）現在、行使又は消却されていない新株予約権に係る義務を、株式会社テノ・コーポレーションから当社が承継したものであり、付与対象者の区分及び人数は、新株予約権付与時点のものであります。

2. 付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日現在における付与対象者数の区分及び人数は、子会社の従業員2名となっております。

第3回新株予約権（平成28年12月16日臨時株主総会決議及び取締役会決議）

決議年月日	平成28年12月16日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役 3 当社の従業員 15 子会社の取締役 1 子会社の従業員 33
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日現在における付与対象者数の区分及び人数は、当社の取締役3名、当社の従業員12名、子会社の取締役1名、子会社の従業員21名となっております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第1号及び第4号によるA種優先株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
最近事業年度における取得自己株式 (平成29年1月1日～平成29年12月31日)	-	-
最近期間における取得自己株式	A種優先株式 1,000	-

(注) 当社は、平成30年6月5日付で、定款に基づきすべてのA種優先株式(1,000株)を自己株式として取得し、対価として普通株式(1,000株)を交付しております。また、取得したA種優先株式については、同日付ですべて消却しております。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	A種優先株式 1,000	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	-	-	-	-

(注) 平成30年5月24日開催の取締役会決議により、平成30年6月5日付で当該A種優先株式をすべて消却しております。

3【配当政策】

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と財務体質強化のため必要な内部留保を確保しつつ、安定的な配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当社は、期末配当として年1回の剰余金の配当を行うことを基本的な方針としておりますが、事業拡大に向けた設備投資や財務体質の強化等を優先し、創業以来配当を行っておりません。期末配当の決定機関は、株主総会であります。なお、当社は「取締役会の決議により、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

内部留保資金につきましては、新規保育園開設の建築資金等事業拡大に必要な投資に充当し、企業価値向上に努めてまいります。

4【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5【役員の状況】

男性 5名 女性 3名（役員のうち女性の比率37.5%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	-	池内 比呂子	昭和34年4月2日生	昭和56年4月 ジャーディン・マセソンア ンドカンパニー入社 平成8年9月 花村咲（個人事業のお弁当 屋）開業 代表 平成11年7月 有限会社ドウィット（現 株式会社テノ・コーポレー ション）設立 代表取締役 （現任） 平成27年12月 当社代表取締役社長（現 任） 平成28年6月 株式会社テノ・サポート代 表取締役（現任）	(注) 3	882,800 (注)5
取締役	-	土屋 悦子	昭和37年12月5日生	昭和58年4月 学校法人八女ルンビニー学 園入社 昭和63年4月 株式会社福岡放送入社 昭和63年11月 日本モトローラ株式会社入 社 平成14年7月 有限会社ドウィット（現 株式会社テノ・コーポレー ション）入社 平成21年4月 株式会社テノ・コーポレー ション取締役 平成27年12月 当社取締役（現任） 平成28年12月 株式会社テノ・サポート取 締役事業本部兼コーデ ネート・派遣事業部長 平成30年4月 株式会社テノ・サポート取 締役事業本部長兼人材開発 部長（現任）	(注) 3	6,000
取締役	-	福士 泉	昭和33年4月26日生	昭和54年4月 株式会社海プロダクション 入社 平成2年4月 株式会社菱栄ライフサービ ス入社 平成3年11月 株式会社西武百貨店（現 株式会社そごう・西武）入 社 平成9年12月 株式会社カトウコーポレー ション入社 平成18年6月 株式会社テノ・コーポレー ション入社 平成21年4月 同社取締役事業本部長兼人 材開発部長（現任） 平成27年12月 当社取締役（現任）	(注) 3	6,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	管理本部長兼経営企画部長	吉野 晴彦	昭和40年10月30日生	平成2年4月 株式会社東京銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行 平成22年4月 ジェイ・マウンテンズ・グループ株式会社入社 平成23年8月 中部スノーアライアンス株式会社取締役 平成24年8月 株式会社マックアースリゾート北海道取締役社長 平成25年3月 東和観光株式会社取締役 平成25年9月 飛騨森林都市企画株式会社取締役 平成26年12月 株式会社マックアース取締役国際事業部長 平成28年12月 当社取締役管理本部長兼経営企画室長 平成30年4月 当社取締役管理本部長兼経営企画部長（現任）	(注) 3	6,000
取締役 (注) 1	-	渡辺 顯好	昭和17年8月10日生	昭和41年4月 トヨタ自動車工業株式会社（現トヨタ自動車株式会社）入社 平成8年6月 同社取締役 平成10年6月 トヨタ自動車九州株式会社取締役 平成13年6月 トヨタ自動車株式会社常務取締役 平成14年6月 トヨタ自動車九州株式会社代表取締役社長 平成20年6月 同社代表取締役会長 平成21年6月 九州電力株式会社社外取締役（現任） 平成23年6月 トヨタ自動車九州株式会社相談役 平成23年6月 株式会社九電工社外取締役（現任） 平成29年10月 当社社外取締役（現任）	(注) 3	-
常勤監査役	-	田中 隆一	昭和22年4月21日生	昭和45年4月 佐世保重工業株式会社入社 平成元年10月 株式会社西日本銀行（現株式会社西日本シティ銀行）入行 平成12年10月 福岡商工会議所 出向 平成14年5月 同所へ転籍 平成20年4月 一般社団法人福岡県中小企業経営者協会 入職 平成24年4月 株式会社テノ・コーポレーション 入社 平成25年8月 同社監査役（現任） 平成27年12月 当社常勤監査役（現任） 平成28年12月 株式会社テノ・サポート監査役（現任）	(注) 4	4,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役 (注) 2	-	古賀 光雄	昭和21年12月1日生	昭和44年4月 伏見公認会計士事務所入所 昭和50年1月 アーンストアンドアーンスト・ジャパン会計事務所入所 昭和53年1月 等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）福岡事務所 入所 昭和63年7月 同法人社員 平成7年5月 同法人代表社員及びトーマツコンサルティング株式会社（現デロイトトーマツコンサルティング合同会社）代表取締役 平成9年10月 トーマツベンチャーサポート株式会社（現デロイトトーマツベンチャーサポート株式会社）代表取締役 平成24年1月 古賀公認会計士事務所設立 代表（現任） 平成24年2月 古賀マネージメント総研株式会社設立 代表取締役（現任） 平成24年3月 株式会社ワールドインテック（現株式会社ワールドホールディングス）社外監査役（現任） 平成25年8月 株式会社テノ・コーポレーション社外監査役 平成26年2月 ワールドインテック分割準備株式会社（現 株式会社ワールドインテック）社外監査役（現任） 平成27年12月 当社社外監査役（現任）	(注) 4	4,000
監査役 (注) 2	-	古賀 和孝	昭和30年9月17日生	昭和61年4月 弁護士登録 平成元年4月 古賀和孝法律事務所（現古賀・花島法律事務所）設立（現任） 平成19年10月 マックスバリュ九州株式会社 社外監査役（現任） 平成24年4月 九州弁護士会連合会 副理事長 平成24年4月 福岡県弁護士会 会長 平成26年4月 日本弁護士連合会 副会長 平成28年6月 九州電力株式会社 社外監査役 平成29年12月 当社社外監査役（現任） 平成30年6月 九州電力株式会社 取締役監査等委員（現任）	(注) 4	-
計						908,800

(注) 1. 取締役 渡辺顯好は、社外取締役であります。

2. 監査役 古賀光雄、古賀和孝は、社外監査役であります。

3. 平成30年6月15日開催の臨時株主総会終結の時から、平成31年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

4. 平成30年6月15日開催の臨時株主総会終結の時から、平成33年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

5. 代表取締役社長池内比呂子の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社夢源が保有する株式数も含んでおります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

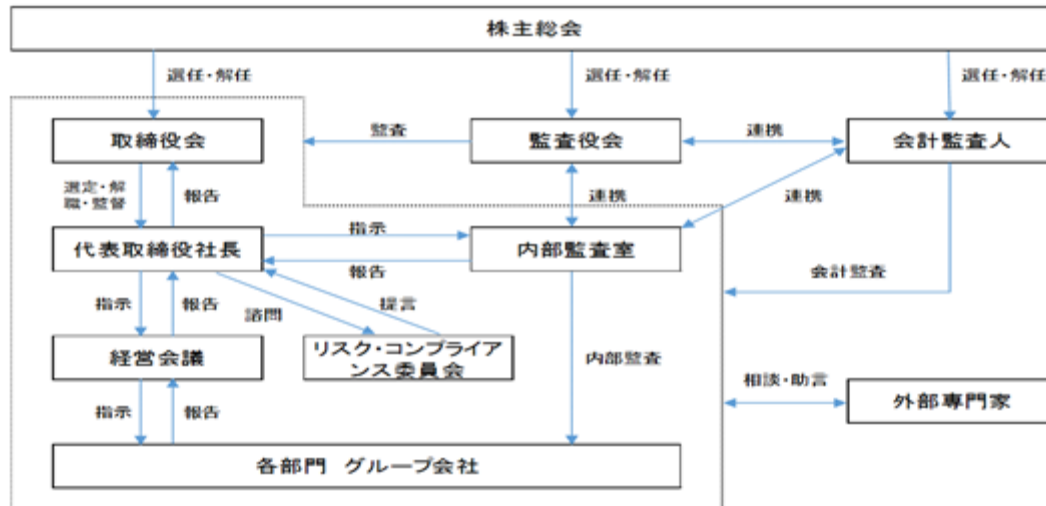
(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方

当社グループは、安定した成長・発展を遂げていくためには、経営の効率性と健全性を高めるとともにコーポレート・ガバナンスの充実を図ることが重要であると認識しております。このため、リスク管理、監督機能の強化を図るとともに、経営の効率性を確保するために、最適な経営管理体制の構築に努めております。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

当社の経営組織及びコーポレート・ガバナンス体制の概要は以下のとおりであります。



イ．企業統治の体制

a．取締役会

当社の取締役会は、取締役5名（うち社外取締役1名）で構成されており、毎月の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会においては、法令及び定款、取締役会規程、経営の基本方針の定めるところにより、経営に関する重要事項などについて意思決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督しております。また、取締役会には監査役が出席し、必要に応じ意見陳述をする等、取締役の業務執行状況を監査しております。

b．監査役会

監査役会は監査役3名（うち社外監査役2名）で構成されております。監査役は取締役会及び経営会議等重要な会議に出席し取締役の職務執行を全般にわたって監視するとともに、毎月1回開催する監査役会において、会社の運営状況等について意見交換を行い、監査方針、監査計画、監査に関する重要事項の協議及び決議を行っております。なお、監査役は、会計監査人や内部監査室と緊密な連携をとり、監査の実効性を確保しております。

c．経営会議

当社は、取締役、部長の他、必要に応じて代表取締役社長が指名する者で構成される経営会議を毎月1回開催しております。経営会議では、月次の業績動向、各部門の業務執行状況など経営に係る重要事項の報告及び審議を行っております。

d．リスク・コンプライアンス委員会

当社は、コンプライアンス体制の充実及びリスクマネジメントを実践するため、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。リスク・コンプライアンス委員会は代表取締役社長を委員長とし、取締役、部長を中心に構成されております。同委員会は、事案の発生毎に開催することとしているほか、原則として四半期毎に開催することとしております。

ロ．当該体制を採用する理由

当社は、透明性・健全性の向上、及び経営環境の変化に対応した意思決定の迅速化のため、上記のコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。また、外部からの客観的かつ中立的な経営監視の機能が重要であると考えており、各方面で豊富な経験と高度な専門知識、幅広い見識を有している社外取締役及び社外監査役を選任しております。

八．内部統制システムの整備の状況

当社は、「内部統制システム構築の基本方針」を定め、取締役や従業員の職務の執行が適切に行われ、法令及び定款に適合することを確保する体制作りにも努めております。また、取締役や従業員の職務執行に対し、監査役及び内部監査担当者が実効性ある監査を実施できるための体制作りにも努めております。

さらに、リスク管理の推進及びコンプライアンス体制の強化・推進のための「リスク・コンプライアンス委員会」を原則年4回開催しております。

当社の内部統制システム構築の基本方針は以下のとおりです。

当社は、「私たちは、女性のライフステージを応援します。」、「私たちは、コンプライアンスを推進します。」という経営理念のもと、株主、取引先、従業員等のすべてのステークホルダーから信頼される企業であり続けるため、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要課題の一つと認識し、整備を進めております。

当社は、この考え方にに基づき、当社並びにその子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）の業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制システム」という。）を、次のとおり整備いたします。

取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- a．コンプライアンス体制の整備強化をはかるために職務権限規程、業務分掌規程、リスク・コンプライアンス規程及び適切な内部統制システムに関する規程を制定し、内部監査室を設置し、当社グループの内部監査を積極的に実施することにより、コンプライアンス体制を確保し、内部統制システムの有効性と妥当性を検証する。
- b．健全な組織運営を目指し、内部監査室を窓口とした内部通報制度を導入する。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a．法令や文書管理規程をはじめとする社内規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、適切に管理し保存する。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できる。
- b．プライバシーマークの認証を取得し、個人情報を含む情報セキュリティの管理体制を構築する。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a．組織横断的リスク状況の監視並びに全社的対応は管理本部が行い、各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が行う。
- b．取引先と信を定期的に見直すとともに、稟議規程その他の社内規程を適宜見直し、必要に応じてリスク管理の観点から規程の制定及び改定を実施し、その運用状況を内部監査室が監視する。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a．取締役会は迅速かつ確かな経営判断を行うために少数の取締役で構成し、毎月開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- b．取締役を中心とする経営会議において、経営に関する重要事項の報告及び対応策、並びにコンプライアンスの遵守状況の報告について審議等を行い、経営活動の効率化をはかる。

当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- a．当社グループの事業ごとに、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を負う取締役を任命し、当社グループの取締役及び使用人に対する一層のコンプライアンスの教育・啓蒙を推進するとともに、グループ全体のコンプライアンスを統括するリスク・コンプライアンス委員会を適切に運用する体制を構築する。
- b．子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、業務執行の状況を毎月開催される取締役会及び経営会議で報告を受ける。また、重要案件については当社の事前承認事項とすることにより、子会社の業務の適正を確保する。
- c．当社の内部監査室による定期的監査を受け入れ、その報告を受ける。

監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- a．現在、監査役の職務を補助すべき使用人は求めがあれば設置する方針であり、それ以外に、内部監査室は監査役の補助として、監査役の要望した事項の内部監査を必要に応じて実施し、その結果を監査役に報告する。また、監査役会に関する一般事務は管理本部が所管する。
- b．監査役の職務を補助すべき使用人を設置した場合は、その補助業務について独立性を確保する。内部監査室が補助業務を行う場合も同様とする。また、補助すべき使用人の任命・異動、人事評価及び懲戒等については、監査役会が指名した監査役と取締役が事前に協議を行う。
- c．監査役の職務を補助すべき使用人を設置した場合は、必要に応じた監査への同行等、補助業務の遂行に問題が生じないように対応する。

当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- a. 当社グループの取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンスに関わる事項等を必要に応じて速やかに報告する。
- b. 報告の方法については、リスク・コンプライアンス管理規程並びに内部通報制度運用規程において、通報者に不利益が及ばない内部通報制度を整備し、当社グループのすべての取締役及び使用人に対し周知徹底をはかる。
- c. 内部通報があったときは速やかにその事実関係を調査し、その結果を取締役及び部長を中心に構成されるリスク・コンプライアンス委員会に報告する。

監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役職務の執行により生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 監査役は、代表取締役及び業務執行取締役と定期的に会合を行うことで、経営方針及び統制環境の把握に努める。
- b. 子会社監査役との情報交換その他の連携により各監査が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
- c. 監査役が監査の実施にあたり必要に応じて、当社の費用負担により弁護士、公認会計士等の外部専門家を監査業務に活用することを認める。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- a. 当社グループは、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的な勢力に対して、毅然とした態度を取り、経済的な利益は供与しないことを基本方針とする。
- b. 組織としての対応方針としては反社会的勢力排除規程において明確化するとともに、警察及び弁護士等の外部機関との連携体制を構築する。

二．内部監査及び監査役監査の状況

当社は、業務執行の適法性・効率性を確保するために、通常の業務から独立した機関として代表取締役社長直轄の内部監査室を設け、専任者1名が当社及び子会社の全業務について「内部監査規程」に基づいて内部監査を実施しております。内部監査担当者及び監査役は、必要に応じ情報交換、意見交換を行っております。また、監査役、内部監査担当者及び会計監査人は、定期的開催する報告会等で情報共有を図っており、監査上の問題点の有無や今後の課題に関して意見交換等を随時行っております。

監査役会は、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成され、月1回の定時監査役会に加え、重要な決議事項が発生した場合には、必要に応じ臨時監査役会を開催しております。監査役監査は、常勤監査役と非常勤監査役で連携し、「監査役監査規程」に基づき監査計画を分担して監査活動を行っております。

ホ．会計監査の状況

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しており、会計監査を受けております。同監査法人及び監査に従事する業務執行社員との間には特別な利害関係はありません。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、以下のとおりであります。なお、継続監査年数については、全員が7年以内であるため記載を省略しております。

業務を執行した公認会計士氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 只限 洋一
指定有限責任社員 業務執行社員 宮崎 健

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士6名、公認会計士試験合格者等8名、その他4名

へ．社外取締役及び社外監査役

当社では、社外取締役を1名、社外監査役を2名選任しております。社外取締役及び社外監査役の選任に当たり、会社法上の社外取締役及び社外監査役の要件に加え、経歴や当社との関係を踏まえ、当社経営陣からの独立した立場で、社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

社外取締役の渡辺顯好は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の社外取締役として適任であると判断しております。同氏は、当社及び当社の子会社並びに当社及び子会社の取締役との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の古賀光雄は、公認会計士としての豊富な経験と幅広い専門知識を有しており、当社の社外監査役として適任であると判断しております。同氏は、当社の株式を4,000株保有しておりますが、それ以外の当社及び当社の子会社並びに当社及び当社の子会社の取締役との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の古賀和孝は、弁護士としての豊富な知識・経験と幅広い見識を有しており、当社の社外監査役として適任であると判断しております。同氏は、当社及び当社の子会社並びに当社及び当社の子会社の取締役との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

「関係会社管理規程」に基づき各子会社の経営状況の定期的な報告や重要案件について事前協議を行うなど、企業集団としてのグループ連携による事業最適化と業務の適正化に努めております。

また、毎月の経営会議において経営上の重要事項や経営管理体制・業務執行状況について適時報告を受けるとともに、適切な助言・指導を行っております。

さらに、監査役及び内部監査室が、監査を実施することにより子会社の業務の適正を確保するための体制の整備に努めております。

リスク管理体制の整備の状況

当社は、「リスク・コンプライアンス管理規程」を定め、諸問題についてリスク・コンプライアンス委員会において協議・検討しております。また、弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士といった外部専門家と顧問契約あるいは業務委託契約を締結して、適宜適切な助言と指導を受けられる体制を構築しております。さらに、「反社会的勢力排除規程」を定め、反社会的勢力による民事介入暴力等に対する対策を講じている他、「内部通報制度運用規程」を定め、不正行為等に関する通報窓口を設けております。

役員報酬の内容

イ．役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	51,202	48,002	-	-	3,200	4
監査役 (社外監査役を除く。)	4,320	4,320	-	-	-	1
社外取締役	600	600	-	-	-	1
社外監査役	1,900	1,900	-	-	-	3

(注) 取締役の報酬等の総額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額3,200千円(取締役4名)を含めております。

ロ．提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

ハ．使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

二．役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は役員報酬に関する方針を定めておりませんが、取締役の報酬については、株主総会で決議された報酬総額の限度内において取締役会で決定しております。監査役の報酬については、株主総会にて決議された報酬総額の限度内において監査役会の協議で決定しております。

なお、取締役の報酬限度額は、平成28年3月30日開催の定時株主総会において年額100,000千円以内（ただし、使用人分給与を含まない。）、ストックオプションによる報酬等として年額30,000千円以内と決議されております。また、監査役の報酬限度額は、平成28年3月30日開催の定時株主総会において年額20,000千円以内と決議されております。

責任限定契約の内容

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役（以下「非業務執行取締役等」と総称する。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款で定めており、当社と非業務執行取締役等との間で、同規定に基づき賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、非業務執行取締役等が責任の原因となった職務の遂行について善意で重過失がないときに限られます。

取締役会で決議できる株主総会決議事項

（中間配当）

当社は、取締役会の決議により、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款で定めております。これは、株主への安定的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

（取締役の責任免除）

当社は、取締役が期待される役割を十分に発揮できることを目的として、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役(取締役であった者を含む)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

（監査役の責任免除）

当社は、監査役が期待される役割を十分に発揮できることを目的として、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

（自己株式の取得）

当社は、企業環境の変化に応じた機動的な経営を可能にするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる旨定款に定めております。

取締役の定数

当社の取締役は、7名以内とする旨を定款で定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において選任する旨を定款で定めております。また、その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

これは、株主総会における特別決議定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	9,800	2,100	13,000	-
連結子会社	-	-	-	-
計	9,800	2,100	13,000	-

【その他重要な報酬の内容】

（最近連結会計年度の前連結会計年度）

該当事項はありません。

（最近連結会計年度）

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

（最近連結会計年度の前連結会計年度）

当社グループの内部統制に関する助言・指導の報酬として支払っております。

（最近連結会計年度）

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社及び子会社の規模・特性、監査日数等の諸要素を勘案し、監査役会の同意を得て、取締役会で決定しております。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）及び当連結会計年度（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）及び当事業年度（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成30年4月1日から平成30年6月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成30年1月1日から平成30年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、監査法人、印刷会社等の主催するセミナーへの参加を通じて、会計基準等の内容を適切に把握し会計基準等の変更等についての確に対応が出来る体制を整備しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年12月31日)	当連結会計年度 (平成29年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	402,259	1,175,165
売掛金	343,315	662,912
繰延税金資産	14,437	34,727
その他	176,716	178,347
貸倒引当金	853	712
流動資産合計	935,875	2,050,441
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	2 1,339,190	2 1,586,121
減価償却累計額	190,270	298,933
建物及び構築物（純額）	1,148,919	1,287,187
リース資産	-	6,691
減価償却累計額	-	446
リース資産（純額）	-	6,245
建設仮勘定	407,113	324,455
その他	2 180,686	2 238,742
減価償却累計額	107,294	159,876
その他（純額）	73,391	78,866
有形固定資産合計	1,629,424	1,696,754
無形固定資産		
のれん	-	46,610
その他	48,115	2 34,827
無形固定資産合計	48,115	81,437
投資その他の資産		
長期貸付金	595,561	721,022
長期前払費用	251,434	342,319
繰延税金資産	633	720
敷金及び保証金	281,306	326,671
その他	2,864	908
貸倒引当金	2,864	908
投資その他の資産合計	1,128,935	1,390,734
固定資産合計	2,806,476	3,168,927
資産合計	3,742,352	5,219,368

（単位：千円）

	前連結会計年度 (平成28年12月31日)	当連結会計年度 (平成29年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	11,177	16,595
短期借入金	1 161,000	1 1,379,760
1年内返済予定の長期借入金	443,751	255,396
未払金	354,332	451,674
未払法人税等	27,306	49,527
賞与引当金	24,791	65,088
その他	276,700	406,840
流動負債合計	1,299,060	2,624,883
固定負債		
長期借入金	1,863,907	1,882,643
繰延税金負債	1,545	9,136
役員退職慰労引当金	3,733	6,400
資産除去債務	17,609	37,798
その他	-	5,372
固定負債合計	1,886,795	1,941,351
負債合計	3,185,855	4,566,234
純資産の部		
株主資本		
資本金	90,000	90,000
資本剰余金	167,500	167,500
利益剰余金	298,997	395,633
株主資本合計	556,497	653,133
純資産合計	556,497	653,133
負債純資産合計	3,742,352	5,219,368

【四半期連結貸借対照表】

（単位：千円）

		当第2四半期連結会計期間 (平成30年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		1,248,365
売掛金		865,478
その他		303,459
貸倒引当金		1,106
流動資産合計		2,416,197
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物		1,848,292
減価償却累計額		360,574
建物及び構築物（純額）		1,487,717
建設仮勘定		324
その他		269,024
減価償却累計額		184,833
その他（純額）		84,190
有形固定資産合計		1,572,232
無形固定資産		
のれん		43,199
その他		40,520
無形固定資産合計		83,719
投資その他の資産		
長期貸付金		773,957
その他		705,725
貸倒引当金		651
投資その他の資産合計		1,479,031
固定資産合計		3,134,984
資産合計		5,551,181
負債の部		
流動負債		
買掛金		20,543
短期借入金		961,860
1年内返済予定の長期借入金		311,392
未払金		581,009
未払法人税等		73,442
賞与引当金		190,380
その他		384,066
流動負債合計		2,522,694
固定負債		
長期借入金		2,250,427
役員退職慰労引当金		8,000
資産除去債務		48,570
その他		13,565
固定負債合計		2,320,564
負債合計		4,843,258

（単位：千円）

当第2四半期連結会計期間
（平成30年6月30日）

純資産の部	
株主資本	
資本金	90,000
資本剰余金	167,500
利益剰余金	450,423
株主資本合計	707,923
純資産合計	707,923
負債純資産合計	5,551,181

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
売上高	4,776,160	6,678,939
売上原価	4,012,352	5,662,690
売上総利益	763,808	1,016,249
販売費及び一般管理費	1 689,434	1 875,809
営業利益	74,373	140,440
営業外収益		
受取利息	3,657	4,941
還付消費税等	25,785	48,274
その他	2,419	3,218
営業外収益合計	31,861	56,434
営業外費用		
支払利息	12,538	20,830
支払手数料	-	15,898
障害者雇用納付金	3,350	4,650
その他	368	2,745
営業外費用合計	16,256	44,124
経常利益	89,979	152,750
特別利益		
補助金収入	826,839	1,617,171
特別利益合計	826,839	1,617,171
特別損失		
固定資産除却損	2 4,181	-
減損損失	-	3 2,696
固定資産圧縮損	826,839	1,612,775
特別損失合計	831,020	1,615,471
税金等調整前当期純利益	85,797	154,451
法人税、住民税及び事業税	43,947	70,600
法人税等調整額	7,538	12,785
法人税等合計	36,409	57,814
当期純利益	49,388	96,636
親会社株主に帰属する当期純利益	49,388	96,636

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
当期純利益	49,388	96,636
包括利益	49,388	96,636
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	49,388	96,636

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自平成30年1月1日 至平成30年6月30日)
売上高	4,466,325
売上原価	3,751,454
売上総利益	714,871
販売費及び一般管理費	615,282
営業利益	99,588
営業外収益	
受取利息	2,700
その他	2,456
営業外収益合計	5,156
営業外費用	
支払利息	13,961
その他	10,772
営業外費用合計	24,733
経常利益	80,011
特別利益	
補助金収入	916,055
特別利益合計	916,055
特別損失	
固定資産圧縮損	915,884
特別損失合計	915,884
税金等調整前四半期純利益	80,183
法人税、住民税及び事業税	73,425
法人税等調整額	48,031
法人税等合計	25,393
四半期純利益	54,789
親会社株主に帰属する四半期純利益	54,789

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位:千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自平成30年1月1日 至平成30年6月30日)
四半期純利益	54,789
四半期包括利益	54,789
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	54,789

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	110,000	147,500	249,608	507,108	507,108
当期変動額					
減資	20,000	20,000		-	-
親会社株主に帰属する当期純利益			49,388	49,388	49,388
当期変動額合計	20,000	20,000	49,388	49,388	49,388
当期末残高	90,000	167,500	298,997	556,497	556,497

当連結会計年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	90,000	167,500	298,997	556,497	556,497
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			96,636	96,636	96,636
当期変動額合計	-	-	96,636	96,636	96,636
当期末残高	90,000	167,500	395,633	653,133	653,133

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	85,797	154,451
減価償却費	135,435	176,951
減損損失	-	2,696
のれん償却額	-	1,136
貸倒引当金の増減額（は減少）	1,526	2,097
賞与引当金の増減額（は減少）	13,997	40,296
役員退職慰労引当金の増減額（は減少）	3,733	2,666
受取利息	3,657	4,941
支払利息	12,538	20,830
補助金収入	826,839	1,617,171
固定資産除却損	4,181	-
固定資産圧縮損	826,839	1,612,775
売上債権の増減額（は増加）	7,940	319,597
仕入債務の増減額（は減少）	3,529	5,417
未払金の増減額（は減少）	85,414	113,928
その他	8,990	108,789
小計	325,566	296,132
利息の受取額	35	5
利息の支払額	13,345	21,398
法人税等の支払額	40,160	49,743
営業活動によるキャッシュ・フロー	272,096	224,995
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	12,000	10,000
定期預金の払戻による収入	25,000	11,000
有形固定資産の取得による支出	1,851,305	1,811,383
無形固定資産の取得による支出	17,640	25,662
事業譲受による支出	-	47,057
補助金の受取額	826,839	1,617,171
長期貸付けによる支出	378,755	154,138
長期貸付金の回収による収入	15,363	33,614
敷金及び保証金の差入による支出	170,305	114,497
敷金及び保証金の回収による収入	4,432	1,198
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,558,372	499,754
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	161,000	1,218,760
長期借入れによる収入	1,175,000	1,869,711
長期借入金の返済による支出	290,386	2,039,330
社債の償還による支出	7,500	-
リース債務の返済による支出	-	475
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,038,114	1,048,665
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	248,162	773,906
現金及び現金同等物の期首残高	641,421	393,259
現金及び現金同等物の期末残高	393,259	1,167,165

【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自平成30年1月1日 至平成30年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	80,183
減価償却費	94,194
のれん償却額	3,410
貸倒引当金の増減額(は減少)	137
賞与引当金の増減額(は減少)	125,291
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	1,600
受取利息及び受取配当金	2,700
支払利息	13,961
補助金収入	916,055
固定資産圧縮損	915,884
売上債権の増減額(は増加)	202,565
仕入債務の増減額(は減少)	3,947
未払金の増減額(は減少)	129,334
その他	58,457
小計	188,165
利息及び配当金の受取額	2
利息の支払額	12,414
法人税等の支払額	48,146
営業活動によるキャッシュ・フロー	127,606
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	6,000
有形固定資産の取得による支出	856,998
無形固定資産の取得による支出	23,587
補助金の受取額	916,055
長期貸付けによる支出	69,015
長期貸付金の回収による収入	18,815
敷金及び保証金の差入による支出	45,815
敷金及び保証金の回収による収入	973
投資活動によるキャッシュ・フロー	65,571
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(は減少)	417,900
長期借入れによる収入	559,000
長期借入金の返済による支出	135,219
リース債務の返済による支出	715
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,165
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	67,199
現金及び現金同等物の期首残高	1,167,165
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,234,365

【注記事項】

（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

前連結会計年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

1．連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

2社

連結子会社の名称

株式会社テノ・コーポレーション

株式会社テノ・サポート

上記のうち、株式会社テノ・サポートについては、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

2．持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4．会計方針に関する事項

(1) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物 3年～15年

その他 3年～8年

（会計方針の変更）

当社及び連結子会社は、法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度より適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ29,508千円増加しております。

ロ 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(2) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

ハ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(3) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(4) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、一部の連結子会社については固定資産に係る控除対象外消費税等を個々の資産の取得原価に算入しております。

当連結会計年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

2社

連結子会社の名称

株式会社テノ・コーポレーション

株式会社テノ・サポート

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物 3年～15年

その他 3年～8年

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(2) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

ハ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(3) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、7年間の定額法により償却しております。

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、一部の連結子会社については固定資産に係る控除対象外消費税等を個々の資産の取得原価に算入しております。

(追加情報)

前連結会計年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

(連結貸借対照表関係)

1 当座貸越契約

当社において、運転資金の効率的な調達を行うため前連結会計年度においては取引銀行4行、当連結会計年度においては取引銀行8行と当座貸越契約を締結しております。連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年12月31日)	当連結会計年度 (平成29年12月31日)
当座貸越極度額	1,500,000千円	2,379,000千円
借入実行残高	161,000	1,279,760
差引額	1,339,000	1,099,240

2 固定資産の圧縮記帳

国庫補助金等により、取得価額から控除している圧縮記帳額、圧縮記帳累計額及びそれらの内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年12月31日)	当連結会計年度 (平成29年12月31日)
圧縮記帳額	826,839千円	1,612,775千円
有形固定資産		
建物及び構築物	820,151	1,587,987
その他	6,687	1,787
無形固定資産		
その他	-	23,000

	前連結会計年度 (平成28年12月31日)	当連結会計年度 (平成29年12月31日)
圧縮記帳額累計額	1,910,973千円	3,523,715千円
有形固定資産		
建物及び構築物	1,883,407	3,471,394
その他	27,565	29,320
無形固定資産		
その他	-	23,000

3 債務保証

金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成28年12月31日)	当連結会計年度 (平成29年12月31日)
株式会社夢源	154,872千円	- 千円

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
給料及び手当	164,561千円	206,824千円
採用費	198,725	245,830
賞与引当金繰入額	1,102	319
退職給付費用	1,526	2,152
役員退職慰労引当金繰入額	3,733	3,200
貸倒引当金繰入額	1,526	392

2 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
建物及び構築物	2,729千円	- 千円
その他	1,451	-
計	4,181	-

3 減損損失

前連結会計年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	場所	減損損失
保育園施設（1施設）	建物	神奈川県川崎市中原区	2,696千円

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位に基づき、保育園等の施設を基本単位として資産のグルーピングを行っております。このうち、営業損益が悪化している施設について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（建物2,696千円）として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないことにより、零と評価しております。

(連結包括利益計算書関係)

前連結会計年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数(株)	当連結会計年度増 加株式数(株)	当連結会計年度減 少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	4,550	-	-	4,550
A種優先株式	1,000	-	-	1,000
合計	5,550	-	-	5,550
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数(株)	当連結会計年度増 加株式数(株)	当連結会計年度減 少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	4,550	-	-	4,550
A種優先株式	1,000	-	-	1,000
合計	5,550	-	-	5,550
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
現金及び預金勘定	402,259千円	1,175,165千円
預入期間が3か月を超える定期預金	9,000	8,000
現金及び現金同等物	393,259	1,167,165

(リース取引関係)

前連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

重要性がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

重要性がないため、記載を省略しております。

（金融商品関係）

前連結会計年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については主に銀行等金融機関からの借入により行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、長期貸付金（建設協力金）、敷金及び保証金は主に当社グループの運営する保育所建物の賃貸借契約によるものであり、信用リスクに晒されております。

未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の期日のものであります。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）は、主に運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、支払期日は最長のもので10年であります。

売掛金に係る信用リスクは、「与信管理規程」等に沿ってリスク低減を図っております。

長期貸付金（建設協力金）に係る信用リスクは、取引開始時に信用判定を行うとともに、契約更新時、その他適時に契約先の信用状況の把握に努めております。

敷金及び保証金に係る信用リスクは、取引開始時に信用判定を行うとともに、契約更新時、その他適時に契約先の信用状況の把握に努めております。

借入金は流動性リスクに晒されておりますが、月次で資金繰り表を作成し、グループ全体の資金繰り動向を把握・管理しております。また、一部の長期借入金は金利変動リスクに晒されておりますが、現状の低い金利水準を鑑み、金利変動リスクを回避するためのデリバティブ取引は利用しておりません。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	402,259	402,259	-
(2) 売掛金(*)	342,461	342,461	-
(3) 長期貸付金	595,561	605,594	10,033
(4) 敷金及び保証金	281,306	263,755	17,551
資産計	1,621,589	1,614,071	7,519
(1) 未払金	354,332	354,332	-
(2) 短期借入金	161,000	161,000	-
(3) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	2,307,658	2,304,417	3,240
負債計	2,822,990	2,819,750	3,240

(*)売掛金に対する貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期貸付金、(4) 敷金及び保証金

時価については、将来キャッシュ・フローを国債利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 未払金、(2) 短期借入金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入等を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	402,259	-	-	-
売掛金	343,315	-	-	-
長期貸付金	23,822	100,241	137,818	333,678
合計	769,397	100,241	137,818	333,678

3. 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	161,000	-	-	-	-	-
長期借入金	443,751	501,028	443,912	367,534	232,040	319,393
合計	604,751	501,028	443,912	367,534	232,040	319,393

当連結会計年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については主に銀行等金融機関からの借入により行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、長期貸付金（建設協力金）、敷金及び保証金は主に当社グループの運営する保育所建物の賃貸借契約によるものであり、信用リスクに晒されております。

未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の期日のものであります。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）は、主に運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、支払期日は最長のもので10年であります。

売掛金に係る信用リスクは、「与信管理規程」等に沿ってリスク低減を図っております。

長期貸付金（建設協力金）に係る信用リスクは、取引開始時に信用判定を行うとともに、契約更新時、その他適時に契約先の信用状況の把握に努めております。

敷金及び保証金に係る信用リスクは、取引開始時に信用判定を行うとともに、契約更新時、その他適時に契約先の信用状況の把握に努めております。

借入金は流動性リスクに晒されておりますが、月次で資金繰り表を作成し、グループ全体の資金繰り動向を把握・管理しております。また、一部の長期借入金は金利変動リスクに晒されておりますが、現状の低い金利水準を鑑み、金利変動リスクを回避するためのデリバティブ取引は利用しておりません。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,175,165	1,175,165	-
(2) 売掛金(*)	662,200	662,200	-
(3) 長期貸付金	721,022	733,329	12,307
(4) 敷金及び保証金	326,671	309,440	17,231
資産計	2,885,060	2,880,136	4,923
(1) 未払金	451,674	451,674	-
(2) 短期借入金	1,379,760	1,379,760	-
(3) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	2,138,039	2,137,565	473
負債計	3,969,473	3,968,999	473

(*)売掛金に対する貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期貸付金、(4) 敷金及び保証金

時価については、将来キャッシュ・フローを国債利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 未払金、(2) 短期借入金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金の時価については、元金の合計額を同様の新規借入等を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,175,165	-	-	-
売掛金	662,912	-	-	-
長期貸付金	30,889	126,413	177,704	386,014
合計	1,868,967	126,413	177,704	386,014

3. 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	1,379,760	-	-	-	-	-
長期借入金	255,396	255,396	255,396	255,396	255,396	861,059
合計	1,635,156	255,396	255,396	255,396	255,396	861,059

（退職給付関係）

前連結会計年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

1．採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、確定拠出型の制度である特定退職金共済制度に加入しております。

2．確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、2,580千円であります。

当連結会計年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

1．採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、確定拠出型の制度である特定退職金共済制度に加入しております。

2．確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、4,584千円であります。

（ストック・オプション等関係）

前連結会計年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

1．ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回 平成26年ストック・オプション（注1）	第2回 平成26年ストック・オプション（注1）	第3回 平成28年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役3名 当社の従業員6名 子会社の取締役1名 子会社の従業員17名	子会社の従業員7名	当社の取締役3名 当社の従業員15名 子会社の取締役1名 子会社の従業員33名
株式の種類別のストック・オプションの数（注2）	普通株式 310株	普通株式 40株	普通株式 200株
付与日	平成26年1月30日	平成26年7月30日	平成28年12月17日
権利確定条件	付与日（平成26年1月30日）以降、権利確定日（平成28年1月31日）まで継続して勤務していること。 ただし、権利行使時においても当社又は当社の子会社の取締役、執行役もしくは従業員の地位にあることを要す。（ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。）（注3）	付与日（平成26年7月30日）以降、権利確定日（平成28年7月31日）まで継続して勤務していること。 ただし、権利行使時においても当社又は当社の子会社の取締役、執行役もしくは従業員の地位にあることを要す。（ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。）（注4）	付与日（平成28年12月17日）以降、権利確定日（平成30年12月31日）まで継続して勤務していること。 ただし、権利行使時においても当社又は当社の子会社の取締役、執行役もしくは従業員の地位にあることを要す。（ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。）（注5）
対象勤務期間	2年間（自平成26年1月30日 至平成28年1月31日）	2年間（自平成26年7月30日 至平成28年7月31日）	2年間（自平成28年12月17日 至平成30年12月31日）
権利行使期間	自平成28年2月1日 至平成32年1月31日	自平成28年8月1日 至平成32年1月31日	自平成31年1月1日 至平成35年12月31日

- （注）1．株式会社テノ・コーポレーションが発行した新株予約権のうち、当社を設立した日（平成27年12月15日）現在、行使又は消却されていない新株予約権に係る義務を、株式会社テノ・コーポレーションから当社が承継したものであり、付与対象者の区分及び人数は、新株予約権付与時点のものであります。
- 2．株式数に換算して記載しております。
- 3．平成28年2月1日から平成30年1月31日までは、付与された新株予約権の2分の1を上限として権利を行使できる。また、平成30年2月1日から平成32年1月31日までは、付与された新株予約権のすべてについて権利を行使できる。
- 4．平成28年8月1日から平成30年1月31日までは、付与された新株予約権の2分の1を上限として権利を行使できる。また、平成30年2月1日から平成32年1月31日までは、付与された新株予約権のすべてについて権利を行使できる。
- 5．平成31年1月1日から平成32年12月31日までは、付与された新株予約権の2分の1を上限として権利を行使できる。また、平成33年1月1日から平成35年12月31日までは、付与された新株予約権のすべてについて権利を行使できる。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成28年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回 平成26年ストック・オプション	第2回 平成26年ストック・オプション	第3回 平成28年ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	224	32	-
付与	-	-	200
失効	-	8	7
権利確定	224	24	-
未確定残	-	-	193
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	224	24	-
権利行使	-	-	-
失効	24	4	-
未行使残	200	20	-

単価情報

	第1回 平成26年ストック・オプション	第2回 平成26年ストック・オプション	第3回 平成28年ストック・オプション
権利行使価格 (円)	50,000	50,000	110,000
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式価値は、DCF法、類似会社比較法、修正簿価純資産法の併用方式により算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 - 千円

(2) 当連結会計年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回 平成26年ストック・オプション（注1）	第2回 平成26年ストック・オプション（注1）	第3回 平成28年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役3名 当社の従業員6名 子会社の取締役1名 子会社の従業員17名	子会社の従業員7名	当社の取締役3名 当社の従業員15名 子会社の取締役1名 子会社の従業員33名
株式の種類別のストック・オプションの数（注2）	普通株式 310株	普通株式 40株	普通株式 200株
付与日	平成26年1月30日	平成26年7月30日	平成28年12月17日
権利確定条件	付与日（平成26年1月30日）以降、権利確定日（平成28年1月31日）まで継続して勤務していること。 ただし、権利行使時においても当社又は当社の子会社の取締役、執行役もしくは従業員の地位にあることを要す。（ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。）（注3）	付与日（平成26年7月30日）以降、権利確定日（平成28年7月31日）まで継続して勤務していること。 ただし、権利行使時においても当社又は当社の子会社の取締役、執行役もしくは従業員の地位にあることを要す。（ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。）（注4）	付与日（平成28年12月17日）以降、権利確定日（平成30年12月31日）まで継続して勤務していること。 ただし、権利行使時においても当社又は当社の子会社の取締役、執行役もしくは従業員の地位にあることを要す。（ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。）（注5）
対象勤務期間	2年間（自平成26年1月30日 至平成28年1月31日）	2年間（自平成26年7月30日 至平成28年7月31日）	2年間（自平成28年12月17日 至平成30年12月31日）
権利行使期間	自平成28年2月1日 至平成32年1月31日	自平成28年8月1日 至平成32年1月31日	自平成31年1月1日 至平成35年12月31日

- （注）1. 株式会社テノ・コーポレーションが発行した新株予約権のうち、当社を設立した日（平成27年12月15日）現在、行使又は消却されていない新株予約権に係る義務を、株式会社テノ・コーポレーションから当社が承継したものであり、付与対象者の区分及び人数は、新株予約権付与時点のものであります。
2. 株式数に換算して記載しております。
3. 平成28年2月1日から平成30年1月31日までは、付与された新株予約権の2分の1を上限として権利を行使できる。また、平成30年2月1日から平成32年1月31日までは、付与された新株予約権のすべてについて権利を行使できる。
4. 平成28年8月1日から平成30年1月31日までは、付与された新株予約権の2分の1を上限として権利を行使できる。また、平成30年2月1日から平成32年1月31日までは、付与された新株予約権のすべてについて権利を行使できる。
5. 平成31年1月1日から平成32年12月31日までは、付与された新株予約権の2分の1を上限として権利を行使できる。また、平成33年1月1日から平成35年12月31日までは、付与された新株予約権のすべてについて権利を行使できる。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成29年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回 平成26年ストック・オプション	第2回 平成26年ストック・オプション	第3回 平成28年ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	193
付与	-	-	-
失効	-	-	39
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	154
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	200	20	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	20	-	-
未行使残	180	20	-

単価情報

	第1回 平成26年ストック・オプション	第2回 平成26年ストック・オプション	第3回 平成28年ストック・オプション
権利行使価格 (円)	50,000	50,000	110,000
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式価値は、DCF法、類似会社比較法、修正簿価純資産法の併用方式により算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 - 千円

(2) 当連結会計年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
該当事項はありません。

(税効果会計関係)

前連結会計年度(平成28年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
繰延税金資産	
賞与引当金	8,548千円
未払事業税	2,245
長期前払費用	2,687
資産除去債務	14,501
役員退職慰労引当金	1,279
その他	5,577
計	34,839
評価性引当額	15,781
繰延税金資産合計	19,058
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	2,968
建設協力金	2,563
繰延税金負債合計	5,532
繰延税金資産の純額	13,525

(注)繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
流動資産 - 繰延税金資産	14,437千円
固定資産 - 繰延税金資産	633
固定負債 - 繰延税金負債	1,545

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
法定実効税率	35.03%
(調整)	
住民税均等割	5.11
軽減税率適用による影響	2.65
評価性引当額の増減	6.10
その他	1.15
税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.44

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前連結会計年度の計算において使用した36.80%から、平成29年1月1日に開始する連結会計年度及び平成30年1月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については34.48%に、平成31年1月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、34.27%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は4,077千円減少し、法人税等調整額が4,077千円増加しております。

当連結会計年度（平成29年12月31日）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (平成29年12月31日)
繰延税金資産	
賞与引当金	22,442千円
未払事業税	5,089
長期前払費用	1,908
資産除去債務	26,679
役員退職慰労引当金	2,206
その他	11,297
計	69,625
評価性引当額	29,815
繰延税金資産合計	39,809
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	9,086
建設協力金	4,255
その他	155
繰延税金負債合計	13,497
繰延税金資産の純額	26,311

(注)繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	当連結会計年度 (平成29年12月31日)
流動資産 - 繰延税金資産	34,727千円
固定資産 - 繰延税金資産	720
固定負債 - 繰延税金負債	9,136

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (平成29年12月31日)
法定実効税率	34.48%
(調整)	
住民税均等割	3.44
軽減税率適用による影響	1.43
所得拡大促進税制税額控除	7.42
評価性引当額の増減	9.07
その他	0.71
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.43

（企業結合等関係）

前連結会計年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

共通支配下の取引等

1. 取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

当社の連結子会社である株式会社テノ・コーポレーションの受託保育事業及びその他の事業を吸収分割の方法により、同じく当社の連結子会社である株式会社テノ・サポートに承継することとし、平成28年6月1日付で実施いたしました。

(2) 企業結合日

平成28年6月1日

(3) 企業結合の法的形式

株式会社テノ・コーポレーションを分割会社、株式会社テノ・サポートを承継会社とする吸収分割

(4) 結合後企業の名称

株式会社テノ・サポート

(5) その他取引の概要に関する事項

複数の異なる事業分野において、それぞれの市場環境の特性に応じた機動的な事業展開を進めていくため、株式会社テノ・コーポレーションが提供していた受託保育事業（事業所内・院内等における受託保育事業）、その他事業（人材派遣、人材紹介、イベント託児、ベビーシッターサービス、ハウスサービス、tenoSCHOOL（テノスクール）の運営等）を株式会社テノ・サポートに移管いたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

当連結会計年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

取得による企業結合

当社の連結子会社である株式会社テノ・サポートは、平成29年9月8日付で株式会社トーコーより幼児教育派遣事業を譲り受ける契約を締結し、平成29年11月1日付で同事業を譲り受けております。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社トーコー

事業の内容 幼児教育派遣事業

(2) 企業結合を行った主な理由

公的保育事業、受託保育事業に次ぐ新たな収益事業の早期拡大を図るとともに、関西地区における事業基盤の強化を目的として取得したものであります。また、取得により保育士採用機能が強化されることから、既存事業とのシナジー効果の発現による収益性の向上を見込んでおります。

(3) 企業結合日

平成29年11月1日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする事業譲受

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社の連結子会社である株式会社テノ・サポートが、現金を対価として株式会社トーコーの幼児教育派遣事業を譲り受けたことによるものであります。

2. 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

平成29年11月1日から平成29年12月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価（現金） 47,057千円

取得原価 47,057

4．主要な取得関連費用の内容及び金額
アドバイザー費用等 416千円

5．発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん金額

47,747千円

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力によるものであります。

(3) 償却方法及び償却期間

7年間で均等償却

6．企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその内訳

流動負債 690千円

負債合計 690

7．企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当連結会計年度における概算額の算定が困難であるため、記載しておりません。

（資産除去債務関係）

前連結会計年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

保育園施設等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を主に10年から15年で見積り、割引率については0.0%から1.2%を採用し、資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
期首残高	14,047千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	3,410
時の経過による調整額	151
期末残高	17,609

当連結会計年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

保育園施設等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を主に10年から15年で見積り、割引率については0.0%から1.2%を採用し、資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	当連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
期首残高	17,609千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	20,004
時の経過による調整額	184
期末残高	37,798

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

前連結会計年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、サービス提供先別の事業部を置き、事業部は取り扱うサービスについて包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社グループは事業部を基礎とした、サービス提供先別の事業セグメントから構成されており、「公的保育事業」、「受託保育事業」の2つを報告セグメントとしております。

- （1）公的保育事業 認可保育所・認証保育所等の運営
- （2）受託保育事業 事業所内・院内等における受託保育事業等

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

（単位：千円）

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整 (注)2	連結財務諸 表計上額
	公的保育事業	受託保育事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	2,868,592	1,705,118	4,573,711	202,449	4,776,160	-	4,776,160
セグメント間の内部 売上高又は振替高	845	-	845	5,511	6,357	6,357	-
計	2,869,438	1,705,118	4,574,557	207,961	4,782,518	6,357	4,776,160
セグメント利益	151,242	102,909	254,152	23,749	277,901	203,527	74,373
セグメント資産	3,313,876	369,809	3,683,685	31,243	3,714,929	27,423	3,742,352
その他の項目							
減価償却費	123,153	373	123,526	142	123,669	11,765	135,435
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	1,029,730	1,968	1,031,698	465	1,032,164	29,547	1,061,711

（注）1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、幼稚園・保育園等に対する保育人材の派遣事業、家事代行サービスを行うハウスサービス事業、保育士等養成講座を開講するスクール運営事業等が含まれております。

2. 調整額の内容は以下のとおりです。

セグメント利益（単位：千円）

	当連結会計年度
全社費用（注）	207,497
セグメント間取引消去	3,969
合計	203,527

（注）全社費用の主なものは、当社（持株会社）運営に係る費用であります。

セグメント資産 (単位：千円)

	当連結会計年度
全社資産	150,022
セグメント間取引消去	122,598
合計	27,423

3. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、サービス提供先別の事業部を置き、事業部は取り扱うサービスについて包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社グループは事業部を基礎とした、サービス提供先別の事業セグメントから構成されており、「公的保育事業」、「受託保育事業」の2つを報告セグメントとしております。

- (1) 公的保育事業 認可保育所・認証保育所等の運営
- (2) 受託保育事業 事業所内・院内等における受託保育事業等

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整 (注)2	連結財務諸 表計上額
	公的保育事業	受託保育事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	4,379,960	2,081,185	6,461,146	217,792	6,678,939	-	6,678,939
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	33,457	33,457	33,457	-
計	4,379,960	2,081,185	6,461,146	251,250	6,712,396	33,457	6,678,939
セグメント利益	239,622	117,096	356,719	29,252	385,971	245,531	140,440
セグメント資産	4,303,462	485,430	4,788,892	102,988	4,891,881	327,487	5,219,368
その他の項目							
減価償却費	159,331	1,056	160,388	155	160,543	16,408	176,951
のれん償却額	-	-	-	1,136	1,136	-	1,136
減損損失	2,696	-	2,696	-	2,696	-	2,696
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	525,524	6,583	532,107	47,747	579,854	7,182	587,037

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、幼稚園・保育園等に対する保育人材の派遣事業、家事代行サービスを行うハウスサービス事業、保育士等養成講座を開講するスクール運営事業等が含まれております。

2. 調整額の内容は以下のとおりです。

セグメント利益

(単位：千円)

	当連結会計年度
全社費用(注)	245,531
セグメント間取引消去	-
合計	245,531

(注) 全社費用の主なものは、当社(持株会社)運営に係る費用であります。

セグメント資産 (単位：千円)

	当連結会計年度
全社資産	337,200
セグメント間取引消去	9,713
合計	327,487

3. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
東京都板橋区	538,265	公的保育事業

当連結会計年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
東京都板橋区	1,007,557	公的保育事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

（単位：千円）

	公的保育事業	受託保育事業	その他	合計
減損損失	2,696	-	-	2,696

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

（単位：千円）

	公的保育事業	受託保育事業	その他	合計
当期償却額	-	-	1,136	1,136
当期末残高	-	-	46,610	46,610

（注）「その他」の金額は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、幼稚園・保育園等に対する保育人材の派遣事業等に係る金額であります。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

関連当事者との取引

（1）連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

（ア）連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は出 資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員	池内 比呂 子	-	-	当社代表 取締役社 長	(被所有) 直接 34.5 間接 45.0	債務 被保証	当社銀行 借入に対 する債務 被保証 (注)	161,000	-	-

(注) 銀行借入に対する債務保証については、期末残高を記載しております。なお、当該債務保証に対する保証料の授受はありません。

（2）連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

（ア）連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又 は氏名	所在地	資本金 又は出 資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員	池内 比呂 子	-	-	当社代表 取締役社 長	(被所有) 直接 34.5 間接 45.0	債務 被保証	連結子会 社テノ・ コーポ レーショ ンの銀行 借入に対 する債務 被保証 (注)1	1,136,970	-	-
							連結子会 社テノ・ コーポ レーショ ンの賃貸 借契約に 対する債 務被保証 (注)2	221,575	-	-
役員 及び その 近親 者が 議決 権の 過半 数を 所有 して いる 会社 等	株式会社 夢源	福岡 市早 良区	1,000	資産管 理会社	(被所有) 直接 45.0	債務保 証	銀行借入 に対する 債務保証 (注)1	154,872	-	-

(注) 1. 銀行借入に対する債務保証については、期末残高を記載しております。なお、当該債務保証に対する保証料の授受はありません。

2. 賃貸借契約に対する債務保証については、年間賃料を記載しております。なお、当該債務保証に対する保証料の授受はありません。

当連結会計年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

関連当事者との取引

（１）連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

（ア）連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	池内 比呂子	-	-	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 34.5 間接 45.0	債務被保証	連結子会社テノ・コーポレーションの賃貸借契約に対する債務被保証(注)	225,505	-	-

(注) 賃貸借契約に対する債務保証については、年間賃料を記載しております。なお、当該債務保証に対する保証料の授受はありません。

（ 1 株当たり情報）

前連結会計年度（自 平成28年 1 月 1 日 至 平成28年12月31日）

	当連結会計年度 (自 平成28年 1 月 1 日 至 平成28年12月31日)
1 株当たり純資産額	501.35円
1 株当たり当期純利益金額	44.49円

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
2. 当社は、平成30年 6 月29日付で普通株式 1 株につき200株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して 1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成28年 1 月 1 日 至 平成28年12月31日)
1 株当たり当期純利益金額	
親会社株主に帰属する当期純利益金額 (千円)	49,388
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益金額(千円)	49,388
普通株式の期中平均株式数(株)	1,110,000
(うち普通株式)	(910,000)
(うち A 種優先株式)	(200,000)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定に含めな かった潜在株式の概要	新株予約権の概要は「第 4 提出 会社の状況、1 株式等の状況、 (2) 新株予約権等の状況」に記 載のとおりであります。

- (注) A 種優先株式は剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、普通株式と同等の株式としております。

当連結会計年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

	当連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
1株当たり純資産額	588.41円
1株当たり当期純利益金額	87.06円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
2. 当社は、平成30年6月29日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
1株当たり当期純利益金額	
親会社株主に帰属する当期純利益金額 (千円)	96,636
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益金額(千円)	96,636
普通株式の期中平均株式数(株)	1,110,000
(うち普通株式)	(910,000)
(うちA種優先株式)	(200,000)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額の算定に含めな かった潜在株式の概要	新株予約権の概要は「第4 提出 会社の状況、1 株式等の状況、 (2)新株予約権等の状況」に記 載のとおりであります。

- (注) A種優先株式は剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、普通株式と同等の株式としております。

（重要な後発事象）

前連結会計年度（自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日）

1．優先株式の取得及び消却

当社は平成30年 6月 5日付で、定款に基づき A種優先株式のすべてを自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また当社が取得した A種優先株式について平成30年 5月24日開催の取締役会決議により、平成30年 6月 5日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。

優先株式の普通株式への交換状況

（1）取得及び消却した株式数	
A種優先株式	1,000株
（2）交換により交付した普通株式数	
普通株式	1,000株
（3）交付後の発行済普通株式数	
	5,550株

2．株式分割及び単元株制度の採用

当社は、平成30年 5月24日開催の取締役会決議に基づき、平成30年 6月29日を効力発生日として株式分割を実施し、平成30年 6月15日開催の臨時株主総会決議に基づき、発行可能株式総数に係る定款変更を行っております。また、上記株式分割に伴い、平成30年 6月15日開催の臨時株主総会決議に基づき、平成30年 6月29日付で定款の一部を変更し、単元株制度を採用しております。

（1）株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数（売買単位）を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とすることを目的としております。

（2）株式分割の概要

分割の方法

平成30年 6月28日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録されている株主の有する普通株式を、1株につき200株の割合をもって分割しております。

分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	5,550株
今回の分割により増加する株式数	1,104,450株
株式分割後の発行済株式総数	1,110,000株
株式分割後の発行可能株式総数	2,400,000株

なお、発行可能株式総数に係る定款変更を行い、平成30年 6月29日付で発行可能株式総数は、

2,040,000株増加し、4,440,000株といたしました。

株式分割の効力発生日

基準日公告日：平成30年 6月13日

基準日：平成30年 6月28日

効力発生日：平成30年 6月29日

新株予約権の権利行使価格の調整

今回の株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たりの行使時の払込金額を、効力発生日の平成30年 6月29日以降、以下のとおり調整いたします。

（単位：円）

新株予約権の名称	調整前行使価格	調整後行使価格
第1回新株予約権 （平成26年 1月17日取締役会決議）	50,000	250
第2回新株予約権 （平成26年 7月17日取締役会決議）	50,000	250
第3回新株予約権 （平成28年12月16日取締役会決議）	110,000	550

1 株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたものと仮定して算出しておりますが、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

(3) 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数は100株といたしました。

【注記事項】

（四半期連結損益計算書関係）

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

当第2四半期連結累計期間
（自 平成30年1月1日
至 平成30年6月30日）

給料手当	130,820千円
採用費	223,467
賞与引当金繰入額	11,599
退職給付費用	1,160
役員退職慰労引当金繰入額	1,600
貸倒引当金繰入額	494

（四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係）

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目との関係は、次のとおりであります。

当第2四半期連結累計期間
（自 平成30年1月1日
至 平成30年6月30日）

現金及び預金勘定	1,248,365千円
預入期間が3か月を超える定期預金	14,000
現金及び現金同等物	1,234,365

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当第2四半期連結累計期間（自 平成30年1月1日 至 平成30年6月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：千円）

	報告セグメント			その他 （注1）	合計	調整額 （注2）	四半期連結 損益計算書 計上額 （注3）
	公的保育事業	受託保育事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	2,809,011	1,448,932	4,257,944	208,381	4,466,325	-	4,466,325
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	11,509	11,509	11,509	-
計	2,809,011	1,448,932	4,257,944	219,890	4,477,834	11,509	4,466,325
セグメント利益 又は損失（ ）	228,519	29,021	257,541	10,290	247,250	147,661	99,588

（注）1. 「その他」区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、幼稚園・保育園等に対する保育人材の派遣事業、家事代行サービスを行うハウスサービス事業、保育士等養成講座を開講するスクール運営事業等が含まれております。

2. セグメント利益又は損失（ ）の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用 147,661千円が含まれております。全社費用の主なものは、当社（持株会社）運営に係る費用であります。

3. セグメント利益又は損失（ ）は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自平成30年1月1日 至平成30年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	49.36円
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	54,789
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	54,789
普通株式の期中平均株式数(株)	1,110,000
(うち普通株式)	(938,729)
(うちA種優先株式)	(171,271)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-

- (注) 1. A種優先株式は剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、普通株式と同等の株式としております。
2. 平成30年5月24日開催の取締役会決議により、平成30年6月5日付でA種優先株式1,000株を自己株式として取得すると引き換えに普通株式を1,000株交付しております。なお、平成30年5月24日開催の取締役会で会社法第178条の規定に基づきA種優先株式を消却することを決議し、平成30年6月5日付で消却しております。
3. 平成30年6月15日開催の臨時株主総会決議において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
4. 平成30年5月24日開催の取締役会決議により、平成30年6月29日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益金額を算定しております。
5. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	161,000	1,379,760	0.51	-
1年以内に返済予定の長期借入金	443,751	255,396	0.82	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	1,434	1.00	-
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	1,863,907	1,882,643	0.83	平成31年～39年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	-	5,372	1.00	平成31年～34年
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	2,468,658	3,524,605	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金等残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	255,396	255,396	255,396	255,396
リース債務	1,447	1,460	1,474	990

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	69,055	289,784
前払費用	739	2,584
繰延税金資産	385	2,046
関係会社短期貸付金	300,596	525,228
未収入金	70,824	27,000
その他	889	589
流動資産合計	442,489	847,232
固定資産		
有形固定資産		
建物	6,337	6,337
減価償却累計額	344	1,033
建物(純額)	5,993	5,303
工具、器具及び備品	9,657	10,148
減価償却累計額	5,682	7,497
工具、器具及び備品(純額)	3,974	2,651
リース資産	-	6,691
減価償却累計額	-	446
リース資産(純額)	-	6,245
有形固定資産合計	9,967	14,200
無形固定資産		
ソフトウェア	41,531	28,072
無形固定資産合計	41,531	28,072
投資その他の資産		
関係会社株式	285,683	285,683
関係会社長期貸付金	956,404	2,985,986
投資その他の資産合計	1,242,087	3,271,669
固定資産合計	1,293,586	3,313,942
資産合計	1,736,076	4,161,175

（単位：千円）

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	161,000	1,379,760
1年内返済予定の長期借入金	108,952	255,396
リース債務	-	1,434
未払金	26,614	19,634
未払費用	55	408
未払法人税等	3,802	17,535
未払消費税等	7,960	16,865
預り金	5,576	5,287
賞与引当金	327	462
流動負債合計	314,288	1,696,783
固定負債		
長期借入金	891,048	1,882,643
リース債務	-	5,372
役員退職慰労引当金	3,733	6,400
固定負債合計	894,781	1,894,415
負債合計	1,209,069	3,591,199
純資産の部		
株主資本		
資本金	90,000	90,000
資本剰余金		
資本準備金	100,000	100,000
その他資本剰余金	331,851	331,851
資本剰余金合計	431,851	431,851
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	5,154	48,123
利益剰余金合計	5,154	48,123
株主資本合計	527,006	569,975
純資産合計	527,006	569,975
負債純資産合計	1,736,076	4,161,175

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
営業収益	1 174,000	1 300,000
営業費用		
販売費及び一般管理費	2 169,125	2 259,533
営業費用合計	169,125	259,533
営業利益	4,874	40,466
営業外収益		
受取利息	1 7,261	1 45,235
その他	1	28
営業外収益合計	7,263	45,264
営業外費用		
支払利息	1,624	15,357
支払手数料	-	10,303
その他	-	11
営業外費用合計	1,624	25,671
経常利益	10,513	60,059
税引前当期純利益	10,513	60,059
法人税、住民税及び事業税	4,012	18,751
法人税等調整額	385	1,660
法人税等合計	3,627	17,090
当期純利益	6,885	42,969

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	110,000	100,000	311,851	411,851	1,731	1,731	520,120	520,120
当期変動額								
減資	20,000		20,000	20,000			-	-
当期純利益					6,885	6,885	6,885	6,885
当期変動額合計	20,000	-	20,000	20,000	6,885	6,885	6,885	6,885
当期末残高	90,000	100,000	331,851	431,851	5,154	5,154	527,006	527,006

当事業年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	90,000	100,000	331,851	431,851	5,154	5,154	527,006	527,006
当期変動額								
当期純利益					42,969	42,969	42,969	42,969
当期変動額合計	-	-	-	-	42,969	42,969	42,969	42,969
当期末残高	90,000	100,000	331,851	431,851	48,123	48,123	569,975	569,975

【注記事項】

（重要な会計方針）

前事業年度（自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年 4月 1日以降に取得した建物附属設備は定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりです。

建物	5年～10年
工具、器具及び備品	3年～5年

（会計方針の変更）

当社は、法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年 6月17日）を当事業年度より適用し、平成28年 4月 1日以後に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。なお、この変更による当事業年度の財務諸表に与える影響は軽微であります。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。

(2) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度（自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年 4月 1日以降に取得した建物附属設備は定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりです。

建物	5年～10年
工具、器具及び備品	3年～5年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しておりません。

(2) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

前事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

（貸借対照表関係）

当座貸越契約

当社において、運転資金の効率的な調達を行うため前事業年度においては取引銀行4行、当事業年度においては取引銀行8行と当座貸越契約を締結しております。事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
当座貸越極度額	1,500,000千円	2,379,000千円
借入実行残高	161,000	1,279,760
差引額	1,339,000	1,099,240

（損益計算書関係）

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
営業収益	174,000千円	300,000千円
受取利息	7,253	45,233

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度1%、当事業年度1%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度99%、当事業年度99%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
減価償却費	11,765千円	16,408千円
役員報酬	38,591	54,822
給料及び手当	37,874	68,867
支払報酬	18,244	28,771
役員退職慰労引当金繰入額	3,733	3,200

（有価証券関係）

前事業年度（平成28年12月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額は関係会社株式285,683千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（平成29年12月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額は関係会社株式285,683千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

（税効果会計関係）

前事業年度（平成28年12月31日）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 （平成28年12月31日）
繰延税金資産	
賞与引当金	113千円
未払事業税	231
役員退職慰労引当金	1,279
その他	40
計	1,664
評価性引当額	1,279
繰延税金資産 合計	385
繰延税金資産の純額	385

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前事業年度の計算において使用した36.80%から、平成29年1月1日に開始する事業年度及び平成30年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については34.48%に、平成31年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、34.27%となります。

なお、当事業年度において財務諸表に与える影響は軽微であります。

当事業年度（平成29年12月31日）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 （平成29年12月31日）
繰延税金資産	
賞与引当金	159千円
未払事業税	1,787
役員退職慰労引当金	2,206
その他	99
繰延税金資産 小計	4,253
評価性引当額	2,206
繰延税金資産 合計	2,046
繰延税金資産の純額	2,046

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (平成29年12月31日)
法定実効税率	34.48%
(調整)	
住民税均等割	0.55
軽減税率適用による影響	1.45
所得拡大促進税制税額控除	5.55
評価性引当額の増減	1.53
その他	1.07
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.49

(企業結合等関係)

前事業年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

該当事項はありません。

（重要な後発事象）

前事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

1. 優先株式の取得及び消却

当社は平成30年6月5日付で、定款に基づきA種優先株式のすべてを自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また当社が取得したA種優先株式について平成30年5月24日開催の取締役会決議により、平成30年6月5日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。

優先株式の普通株式への交換状況

(1) 取得及び消却した株式数	
A種優先株式	1,000株
(2) 交換により交付した普通株式数	
普通株式	1,000株
(3) 交付後の発行済普通株式数	5,550株

2. 株式分割及び単元株制度の採用

当社は、平成30年5月24日開催の取締役会決議に基づき、平成30年6月29日を効力発生日として株式分割を実施し、平成30年6月15日開催の臨時株主総会決議に基づき、発行可能株式総数に係る定款変更を行っております。また、上記株式分割に伴い、平成30年6月15日開催の臨時株主総会決議に基づき、平成30年6月29日付で定款の一部を変更し、単元株制度を採用しております。

(1) 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数（売買単位）を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とすることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

分割の方法

平成30年6月28日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録されている株主の有する普通株式を、1株につき200株の割合をもって分割しております。

分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	5,550株
今回の分割により増加する株式数	1,104,450株
株式分割後の発行済株式総数	1,110,000株
株式分割後の発行可能株式総数	2,400,000株

なお、発行可能株式総数に係る定款変更を行い、平成30年6月29日付で発行可能株式総数は、

2,040,000株増加し、4,440,000株といたしました。

株式分割の効力発生日

基準日公告日：平成30年6月13日

基準日：平成30年6月28日

効力発生日：平成30年6月29日

新株予約権の権利行使価格の調整

今回の株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たりの行使時の払込金額を、効力発生日の平成30年6月29日以降、以下のとおり調整いたします。

（単位：円）

新株予約権の名称	調整前行使価格	調整後行使価格
第1回新株予約権 （平成26年1月17日取締役会決議）	50,000	250
第2回新株予約権 （平成26年7月17日取締役会決議）	50,000	250
第3回新株予約権 （平成28年12月16日取締役会決議）	110,000	550

1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定した場合の前事業年度及び当事業年度における1株当たり情報は、以下のとおりです。

	前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
1株当たり純資産額	474.78円	513.49円
1株当たり当期純利益金額	6.20円	38.71円

(3) 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数は100株といたしました。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千 円)
有形固定資産							
建物	-	-	-	6,337	1,033	689	5,303
工具、器具及び備品	-	-	-	10,148	7,497	1,814	2,651
リース資産	-	-	-	6,691	446	446	6,245
有形固定資産計	-	-	-	23,177	8,977	2,949	14,200
無形固定資産							
ソフトウェア	-	-	-	71,691	43,619	13,458	28,072
無形固定資産計	-	-	-	71,691	43,619	13,458	28,072

(注) 有形固定資産及び無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下であるため「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	327	462	327	-	462
役員退職慰労引当金	3,733	3,200	533	-	6,400

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	毎年12月31日
株券の種類	-
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日、毎年12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	-
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店（注）1
買取手数料	無料（注）2
公告掲載方法	当社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.teno.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）1．当社株式は、東京証券取引所マザーズ及び福岡証券取引所Q - B o a r dへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2．単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所及び福岡証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

3．当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第三部【特別情報】

第1【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は、連動子会社を有していないため、該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成28年12月16日	中野 章男	千葉県市川市	当社の元取締役、特別利害関係者等(大株主上位10名)	吉野 晴彦	神奈川県横浜市青葉区	特別利害関係者等(当社取締役)(注)5.	普通株式 30	1,500,000 (50,000) (注)4	所有者の退任による譲渡
平成30年6月5日	-	-	-	ジャフコSV4共有投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社ジャフコ 代表取締役 豊貴伸一	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株式 750 普通株式 750	-	A種優先株式の普通株式への転換(取得請求権の行使)(注)6
平成30年6月5日	-	-	-	三菱UFJキャピタル5号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 三菱UFJキャピタル株式会社 代表取締役社長 半田宗樹	東京都中央区日本橋一丁目7番17号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株式 250 普通株式 250	-	A種優先株式の普通株式への転換(取得請求権の行使)(注)6

- (注)1. 当社は、東京証券取引所マザーズ及び福岡証券取引所Q-Boardへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条及び証券会員制法人福岡証券取引所(以下「福証」という。)が定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」(以下「上場前公募等規則」という。)第15条並びに上場前公募等規則の取扱い第14条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(平成28年1月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を東証においては同施行規則第219条第1項第2号、福証においては有価証券上場規程に関する取扱い要領2.(1)に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(の部)」に記載することとされております。
2. 当社は、東証においては同施行規則第254条、福証においては上場前公募等規則第16条及び上場前公募等規則の取扱い第14条の2の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。
- また、当社は、当該記録につき、東証又は福証が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。東証又は福証は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、東証又は福証は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者.....役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社
4. 移動価格は、簿価純資産法を参考として、当事者間で協議の上決定した価格であります。

5. 当該移動により、特別利害関係者等（大株主上位10名）となりました。
6. 定款の定めに基づき、上場申請決議が行われたことを受けて、平成30年6月5日付でA種優先株式を自己株式として取得するのと引き換えに普通株式を交付し、同日付でA種優先株式を消却しております。
7. 平成30年5月24日開催の取締役会決議により、平成30年6月29日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格（単価）」は、当該株式分割前の「移動株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権
発行年月日	平成28年12月17日
種類	第3回新株予約権 (ストックオプション)
発行数	普通株式 200株(注)6
発行価格	110,000円(注)3、6
資本組入額	55,000円(注)6
発行価額の総額	22,000,000円
資本組入額の総額	11,000,000円
発行方法	平成28年12月16日開催の臨時株主総会及び取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	-

(注)1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める規則等並びにその期間については以下のとおりであります。

- (1)東証の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び東証からの当該所有状況に係る照会時の東証への報告その他東証が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を東証が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2)新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、東証は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (3)当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は平成29年12月31日であります。
2. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、証券会員制法人福岡証券取引所(以下「福証」という。)の定める規則等並びにその期間については、以下のとおりであります。
 - (1)福証の定める上場前の公募又は売出し等に関する規則(以下「上場前公募等規則」という。)第20条並びに上場前公募等規則の取扱い第19条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び福証からの当該所有状況に係る照会時の福証への報告その他福証が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を福証が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2)新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、福証は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (3)当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は平成29年12月31日であります。
 3. 発行価格は、DCF法、類似会社比較法、修正簿価純資産法の併用方式により算定しております。

4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

	新株予約権
行使時の払込金額	110,000円(注)6
行使期間	平成31年1月1日から 平成35年12月31日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

5. 新株予約権割当契約締結後の退職による権利の喪失(当社従業員3名、子会社従業員12名)により、発行数は145株、発行価額の総額は15,950,000円、資本組入額の総額は7,975,000円となっております。
6. 平成30年5月24日開催の取締役会決議により、平成30年6月29日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、上記発行数、発行価格、資本組入額及び行使時の払込金額は株式分割前の発行数、発行価格、資本組入額及び行使時の払込金額を記載しております。

2【取得者の概況】

新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出会社との関係
島 良祐	福岡県福岡市博多区	会社員	17	1,870,000 (110,000)	子会社の従業員
吉野 晴彦	神奈川県横浜市青葉区	会社役員	15	1,650,000 (110,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役、 大株主上位10名)
清井 義文	東京都文京区	会社員	10	1,100,000 (110,000)	子会社の従業員
寺田 尚平	福岡県福岡市中央区	会社員	8	880,000 (110,000)	当社の従業員
田淵川 敏一	福岡県筑紫野市	会社員	8	880,000 (110,000)	当社の従業員
前田 信敬	福岡県福岡市博多区	会社員	8	880,000 (110,000)	子会社の従業員
與那覇 直子	沖縄県那覇市	会社員	6	660,000 (110,000)	子会社の従業員
田中 寿樹	埼玉県白岡市	会社員	6	660,000 (110,000)	子会社の従業員
平田 智美	福岡県福岡市中央区	会社役員	4	440,000 (110,000)	特別利害関係者等 (子会社の取締 役)
土屋 悦子	福岡県福岡市西区	会社役員	1	110,000 (110,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役、 子会社の取締役、 大株主上位10名)
福士 泉	東京都港区	会社役員	1	110,000 (110,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役、 子会社の取締役、 大株主上位10名)

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

- 平成30年5月24日開催の取締役会決議により、平成30年6月29日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格(単価)は株式分割前の割当株数及び価格(単価)を記載しております。
- 新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下(分割後)の当社の従業員10名、子会社の従業員16名、割当株式の総数12,200株(分割後)に関する記載は省略しております。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（％）
株式会社夢源（注）2、3	福岡県福岡市早良区百道浜三丁目9番26号	500,000	42.50
池内 比呂子（注）1、3、6	福岡県福岡市東区	382,800	32.53
ジャフコSV4共有投資事業有限責任組合（注）3	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号	150,000	12.75
三菱UFJキャピタル5号投資事業有限責任組合（注）3	東京都中央区日本橋一丁目7番17号	50,000	4.25
土屋 悦子（注）3、4、6	福岡県福岡市西区	9,800 (3,800)	0.83 (0.32)
福土 泉（注）3、4、6	東京都港区	9,800 (3,800)	0.83 (0.32)
吉野 晴彦（注）3、4	神奈川県横浜市青葉区	9,000 (3,000)	0.76 (0.25)
古谷 勇樹（注）3、8	福岡県福岡市博多区	4,600 (3,400)	0.39 (0.29)
平田 智美（注）6	福岡県福岡市中央区	4,400 (4,400)	0.37 (0.37)
古賀 光雄（注）3、5	福岡県久留米市	4,000	0.34
田中 隆一（注）3、5、7	福岡県福岡市早良区	4,000	0.34
清井 義文（注）9	東京都文京区	4,000 (4,000)	0.34 (0.34)
池永 達哉（注）8	福岡県福岡市東区	3,800 (3,800)	0.32 (0.32)
島 良祐（注）9	福岡県福岡市博多区	3,400 (3,400)	0.29 (0.29)
副田 直子（注）9	福岡県福岡市城南区	3,000 (3,000)	0.25 (0.25)
田中 温子（注）9	福岡県福岡市博多区	3,000 (3,000)	0.25 (0.25)
渡辺 由紀（注）8	福岡県福岡市城南区	2,600 (2,600)	0.22 (0.22)
小川 圭子（注）9	福岡県福岡市西区	2,200 (2,200)	0.19 (0.19)
松本 麻琴（注）9	福岡県福岡市早良区	2,200 (2,200)	0.19 (0.19)
鎰谷 さゆり（注）9	福岡県北九州市小倉北区	2,000 (2,000)	0.17 (0.17)
田淵川 敏一（注）8	福岡県筑紫野市	1,600 (1,600)	0.14 (0.14)
前田 信敬（注）9	福岡県福岡市博多区	1,600 (1,600)	0.14 (0.14)
寺田 尚平（注）8	福岡県福岡市中央区	1,600 (1,600)	0.14 (0.14)
篠崎 かな（注）9	福岡県福岡市南区	1,400 (1,400)	0.12 (0.12)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
河面 陽子(注)9	福岡県福岡市西区	1,400 (1,400)	0.12 (0.12)
神谷 記子(注)8	福岡県福岡市博多区	1,400 (1,400)	0.12 (0.12)
常盤 一貴(注)8	福岡県福岡市南区	1,400 (1,400)	0.12 (0.12)
與那覇 直子(注)9	沖縄県那覇市	1,200 (1,200)	0.10 (0.10)
田中 寿樹(注)9	埼玉県白岡市	1,200 (1,200)	0.10 (0.10)
所有株式数800株の株主8名		6,400 (6,400)	0.54 (0.54)
所有株式数400株の株主7名		2,800 (2,800)	0.24 (0.24)
計	-	1,176,600 (66,600)	100.00 (5.66)

(注)1. 特別利害関係者等(当社の代表取締役社長)

2. 特別利害関係者等(役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)

3. 特別利害関係者等(大株主上位10名)

4. 特別利害関係者等(当社の取締役)

5. 特別利害関係者等(当社の監査役)

6. 特別利害関係者等(子会社の取締役)

7. 特別利害関係者等(子会社の監査役)

8. 当社の従業員

9. 子会社の従業員

10. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

11. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

平成30年 8月 9日

株式会社テノ・ホールディングス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 只隈 洋一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮崎 健 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社テノ・ホールディングスの平成29年1月1日から平成29年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社テノ・ホールディングス及び連結子会社の平成29年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年 8月 9日

株式会社テノ・ホールディングス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 只隈 洋一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮崎 健 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社テノ・ホールディングスの平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社テノ・ホールディングスの平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年 8月 9日

株式会社テノ・ホールディングス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	只隈 洋一	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮崎 健	印
--------------------	-------	------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社テノ・ホールディングスの平成28年1月1日から平成28年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社テノ・ホールディングス及び連結子会社の平成28年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年 8月 9日

株式会社テノ・ホールディングス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 只隈 洋一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮崎 健 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社テノ・ホールディングスの平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第2期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社テノ・ホールディングスの平成28年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年 8月 9日

株式会社テノ・ホールディングス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 只隈 洋一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮寄 健 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社テノ・ホールディングスの平成30年1月1日から平成30年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成30年4月1日から平成30年6月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成30年1月1日から平成30年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社テノ・ホールディングス及び連結子会社の平成30年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。